

全世代型社会保障改革の現状と課題

～次元の異なる少子化対策を中心～

令和6年11月15日

こども家庭庁成育局審議官

(前内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局審議官)

竹林 悟史

こどもまんなか

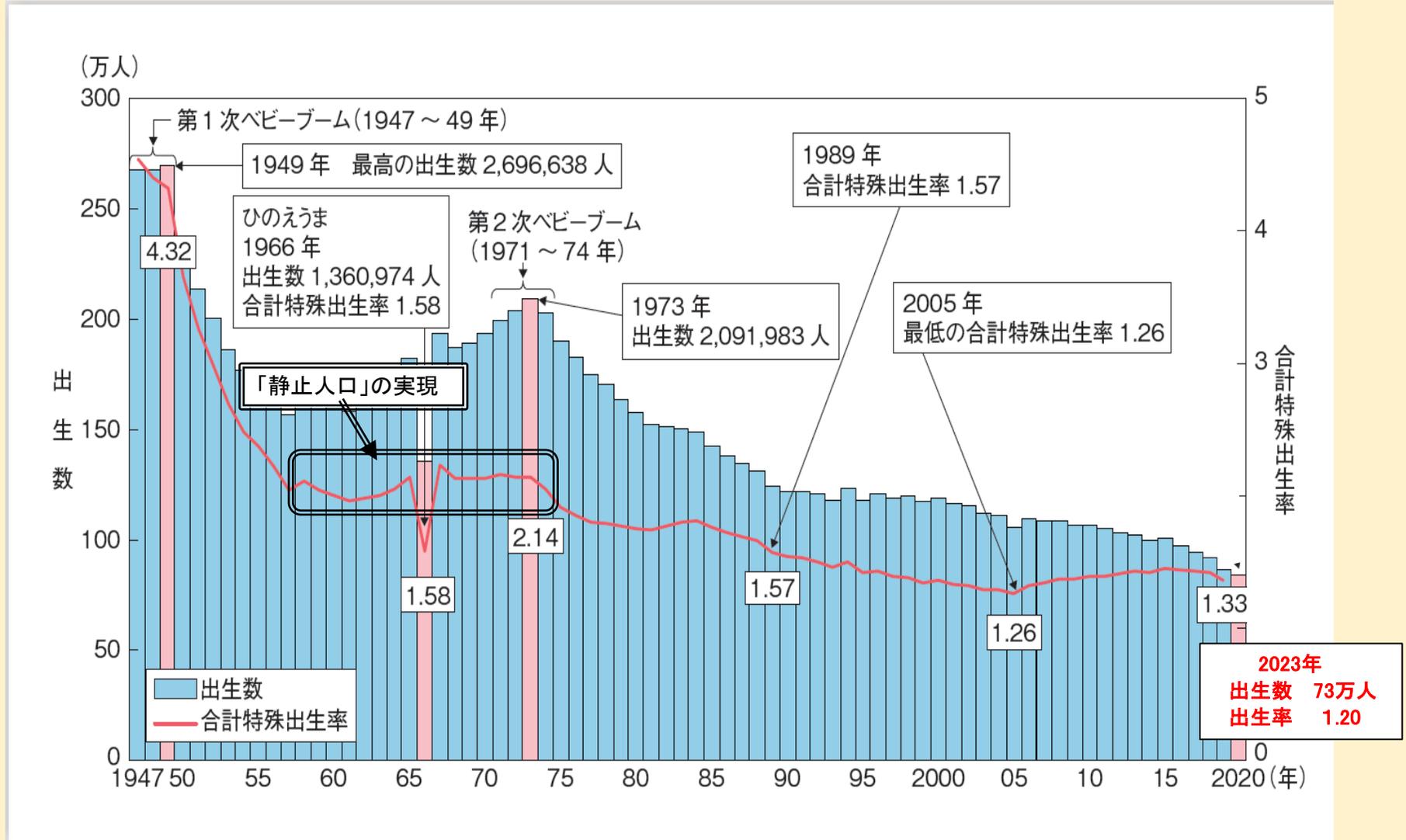
こども家庭庁

1. 社会保障制度を取り巻く環境の変化	2
2. 全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月）	11
3. 1つ目の柱：こども・子育て支援の充実（「こども未来戦略」（令和5年12月））	15
4. 2つ目の柱：働き方に中立な社会保障制度等の構築	41
5. 3つ目の柱：医療・介護制度改革	44
6. 4つ目の柱：「地域共生社会」の実現	48
（参考）こども家庭庁について	54

1. 社会保障制度を取り巻く環境の変化	2
2. 全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月）	11
3. 1つ目の柱：こども・子育て支援の充実（「こども未来戦略」（令和5年12月））	15
4. 2つ目の柱：働き方に中立な社会保障制度等の構築	41
5. 3つ目の柱：医療・介護制度改革	44
6. 4つ目の柱：「地域共生社会」の実現	48
（参考）こども家庭庁について	54

我が国の年間出生数と出生率の推移

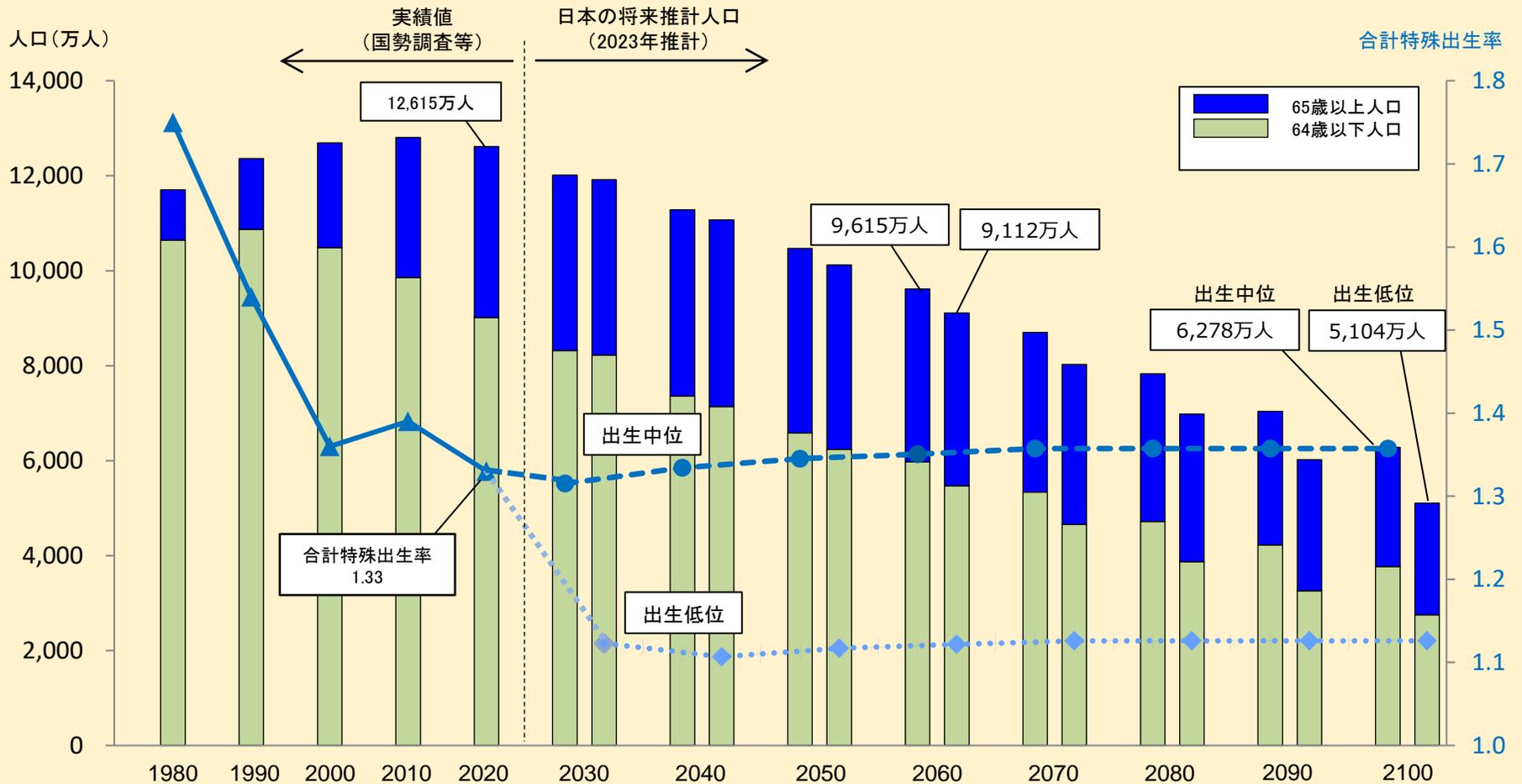
年間出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

我が国の人口の将来推計

○ 日本の将来推計人口(2023年推計)においては、2100年には総人口が現状の半分程度に減少すると見込まれている。



(出所) 2020年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)等、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2030年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2023年推計)」(左:出生中位(死亡中位) 右:出生低位(死亡中位))

2040年までの人口に関する見通し

※2023年将来推計人口に基づく



人口減少・少子化

生産年齢人口：2023⇒2030年で▲300万人、2030⇒2040年で▲900万人
2023⇒2040年で▲1200万人(現在の7400万人の16%)

2023年

- 総人口
:1億2441万人
年間▲57万人
- 生産年齢人口
:7386万人
- 高齢者人口
:3635万人

2023年～
人口減少が加速
化(年間▲50～
60万人)

2030年
- 総人口：1億2000万人
(年間▲66万人)
- **生産年齢人口:7076万
人**

2040年
- 総人口：1億1284万人
(年間▲78万人)
- **生産年齢人口:6213万
人**

高齢化

2022年～
2024年
後期高齢者
が急増(年
間+80万
人)

2025年
**団塊の世代全
員が後期高齢
者へ**
(後期高齢者総
数2155万人)

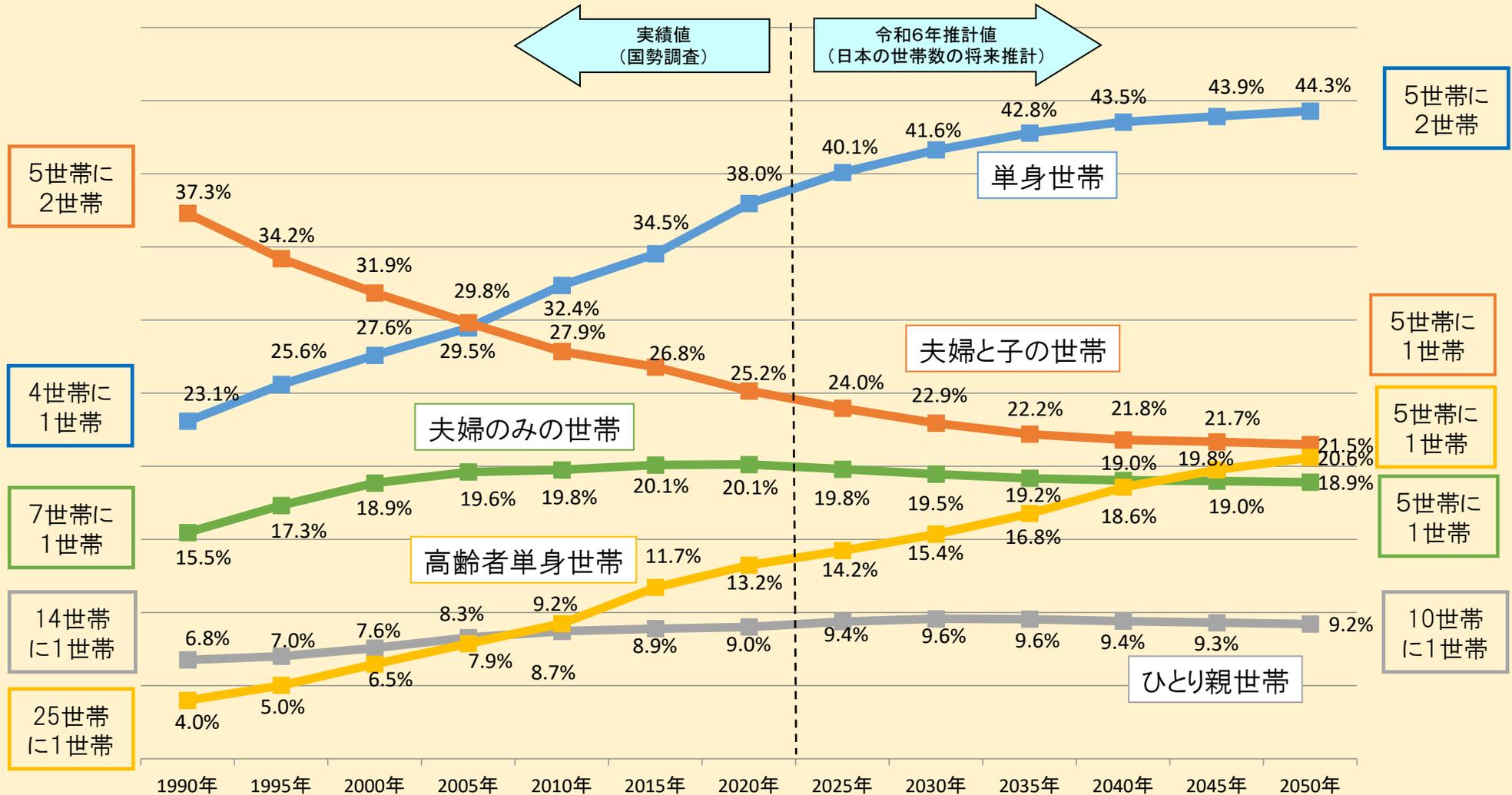
2025年～
後期高齢
者の増加
率が低下

2030年～
高齢者数が安定し始める(年間
+20～30万人)
- 多くの地域で高齢者数は減少、
首都圏では高齢者(後期高齢
者)は増加し続ける。

2043年
高齢者総数が
3953万人とな
り、ピークを
迎える

世帯構成の推移と見通し

○単身世帯、高齢者単身世帯(※1)ともに、今後とも増加が予想されている。
 単身世帯は、2050年で44.3%に達する見込み。(全世帯数約5,570万世帯(2020年))



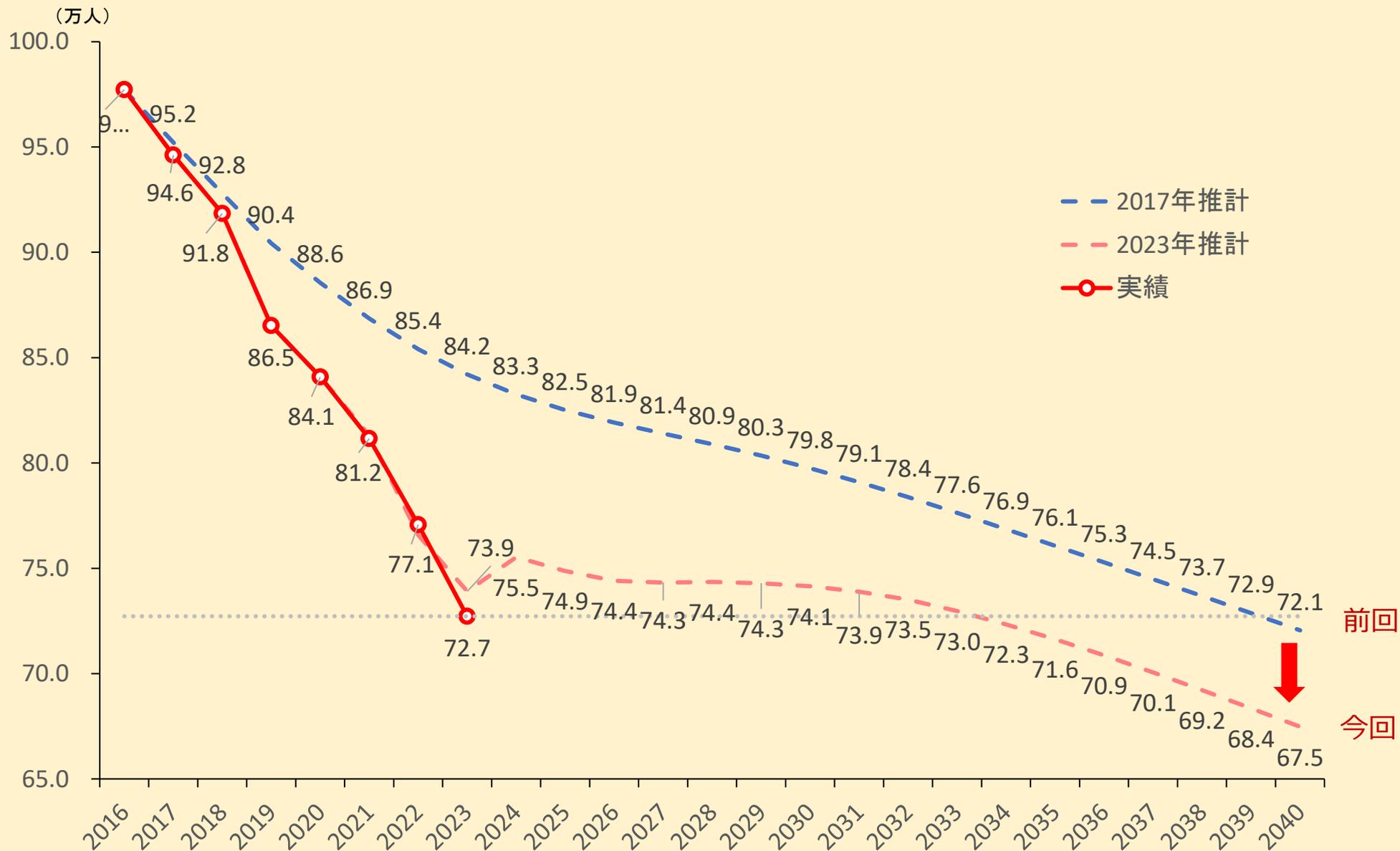
(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(令和6年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、35.2%(2020年)から45.1%(2050年)へと上昇。

(※3) 子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

出生数の動向(推計と実績)



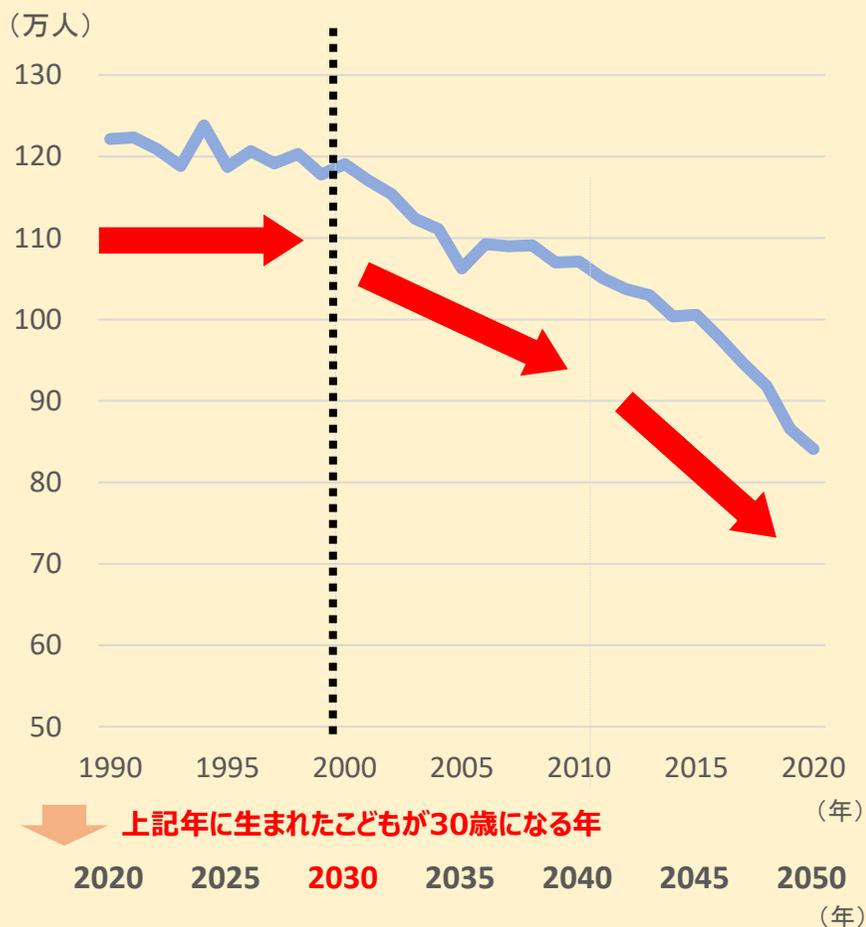
(注) 上記の推計人口・実数は日本における日本人人口。推計はいずれも出生中位。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2023年推計)」、厚生労働省「人口動態統計」。

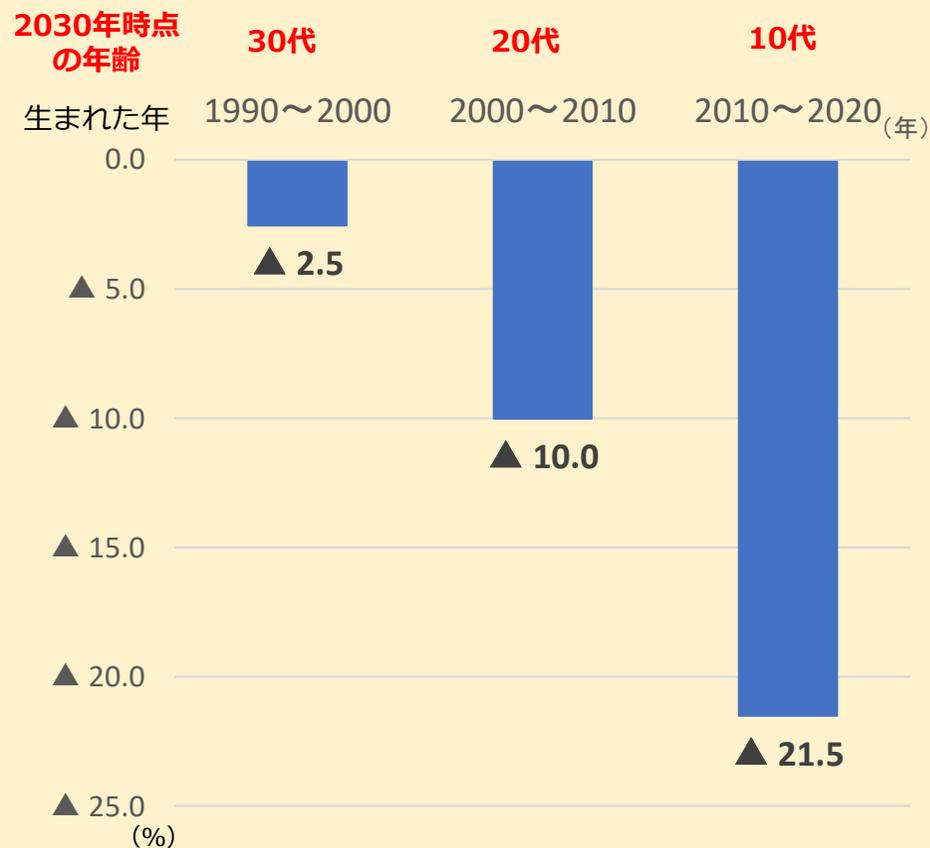
人口減少の特徴＝「時間」との闘い

○2030年代に入ると、若年人口は現在の倍速で急減し、少子化はもはや歯止めの利かない状況に。
2030年代に入るまでのこれからの6～7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンス。

(年間出生数の推移)



(出生年(10年間)ごとの減少割合)

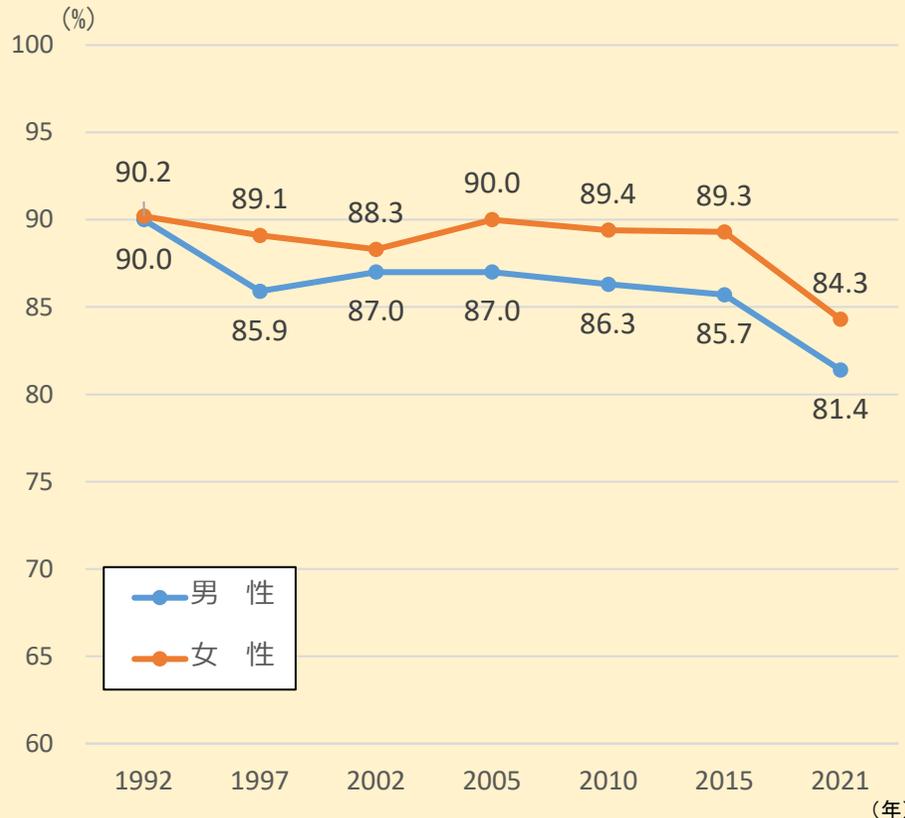


資料:厚生労働省「人口動態統計」を基に作成

未婚者の結婚希望・希望こども数

- ◆ 未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合は、長らく横ばいであったが、直近の調査において、大きく低下。
- ◆ 未婚者の平均希望こども数は、減少傾向が続いており、直近の調査では、特に女性で大きく減少。

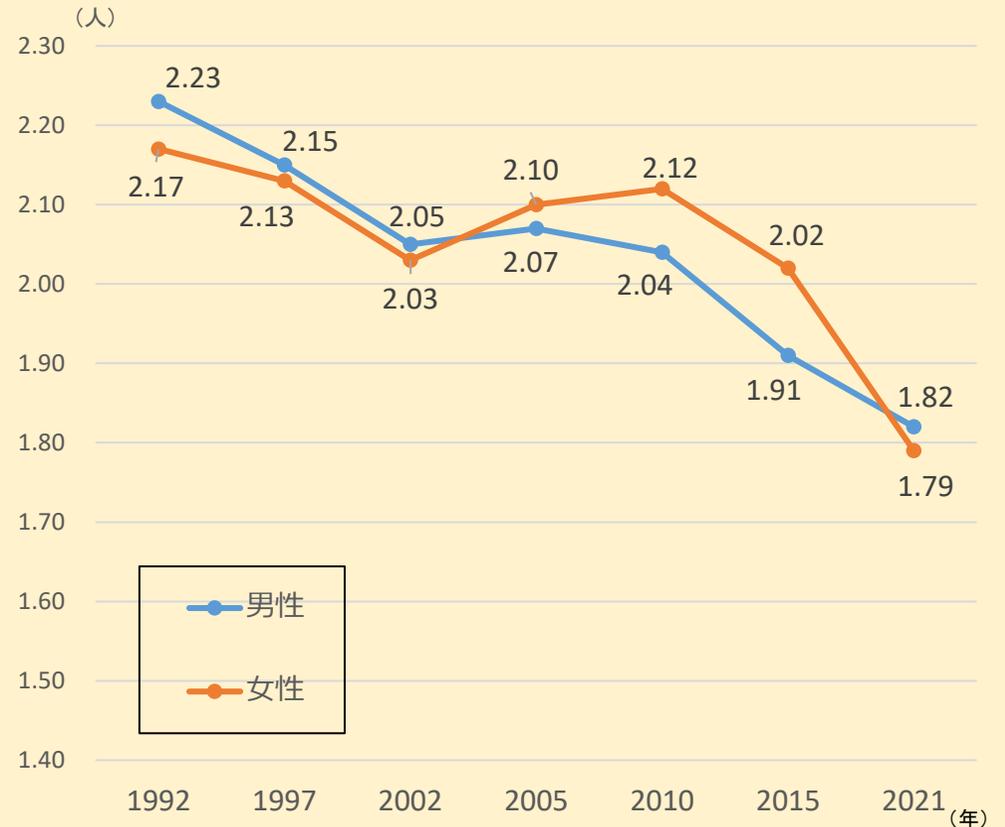
未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」より作成。

※18歳～34歳対象、設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか」(1. いずれ結婚するつもり、2. 一生結婚するつもりはない)について、1を回答した割合。

未婚者の平均希望こども数の推移

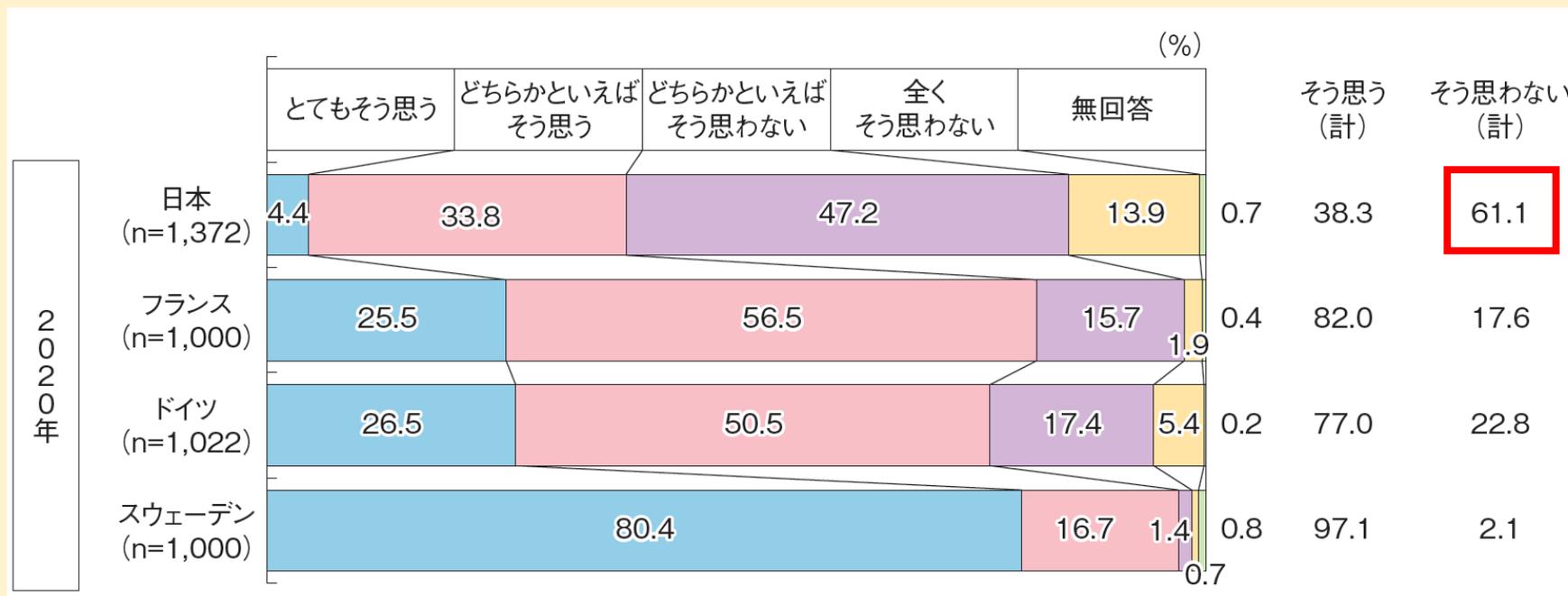


資料: 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」より作成。

※対象は「いずれ結婚するつもり」と回答した18～34歳の未婚者。平均希望子ども数は5人以上を5人として算出。

子育てしづらい社会環境

- ◆ 「自国は子どもを生き育てやすいと思うか」との問いに対し、日本では約6割が「そう思わない」。



資料: 内閣府「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査」(2021(令和3)年3月)

※百分率は、小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位までを表示。このため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。

1. 社会保障制度を取り巻く環境の変化	2
2. 全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月）	11
3. 1つ目の柱：こども・子育て支援の充実（「こども未来戦略」（令和5年12月））	15
4. 2つ目の柱：働き方に中立な社会保障制度等の構築	41
5. 3つ目の柱：医療・介護制度改革	44
6. 4つ目の柱：「地域共生社会」の実現	48
（参考）こども家庭庁について	54

全世代型社会保障の検討体制について

全世代型社会保障構築本部 (総理・関係閣僚)

【構成員】

本部長 : 総理
副本部長 : 全世代型社会保障改革担当大臣
本部長 : 官房長官、内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)、
総務大臣、財務大臣、厚労大臣

【趣旨】

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、内閣に、その企画及び立案並びに総合調整を行う全世代型社会保障構築本部を設置する。

全世代型社会保障構築会議 (全世代型社会保障改革担当大臣(主宰)・有識者)

【趣旨】

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障全般の総合的な検討を行うため、全世代型社会保障構築会議を開催する。

有識者

秋田喜代美	学習院大学文学部教授	武田洋子	株式会社三菱総合研究所 執行役員(兼)研究理事 シンクタンク部門長
落合陽一	メディアアーティスト	田辺国昭	国立社会保障・人口問題研究所 所長
笠木映里	東京大学大学院法学政治学研究科教授	土居文朗	慶應義塾大学経済学部教授
香取照幸	一般社団法人未来研究所 臥龍代表理事/ 兵庫県立大学大学院社会科学部研究科特任教授	富山和彦	株式会社経営共創基盤IGPIグループ 会長/ 株式会社日本共創プラットフォーム(JPiX) 代表取締役社長
菊池馨実	早稲田大学 理事・法学学術院教授	沼尾波子	東洋大学国際学部国際地域学科教授
熊谷亮丸	株式会社大和総研 副理事長	○ 増田寛也	日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長
権丈善一	慶應義塾大学商学部教授	水島郁子	大阪大学 理事・副学長
國土典宏	国立国際医療研究センター 理事長	横山 泉	一橋大学大学院経済学研究科教授
◎ 清家 篤	日本赤十字社 社長/慶應義塾学事顧問		
高久玲音	一橋大学大学院経済学研究科准教授		

(五十音順 敬称略)

◎: 座長 ○: 座長代理

全世代型社会保障の基本的な考え方

1. 目指すべき社会の将来方向

① 「少子化・人口減少」の流れを変える

- ・少子化・人口減少の進行は、経済活動における供給（生産）及び需要（消費）の縮小、社会保障機能の低下をもたらし、経済社会を「縮小スパイラル」に突入させる、国の存続そのものにかかわる問題
 - ・子どもを生み育てたいという個人の希望を叶えることは、個人の幸福追求の支援のみならず、少子化・人口減少の流れを大きく変え、経済と社会保障の持続可能性を高め、「成長と分配の好循環」を実現する上で社会全体にも大きな福音
- 最も緊急を要する取組は、「未来への投資」として、子育て・若者世代への支援を急速かつ強力に整備すること。子育て費用を社会全体で分かち合い、子どもを生み育てたいと希望する全ての人が、安心して子育てができる環境の整備が急務

② これからも続く「超高齢社会」に備える

- ・働き方に中立的な社会保障制度を構築し、女性や高齢者を含め、経済社会の支え手となる労働力を確保する
- ・社会保障を能力に応じて皆で支える仕組みを構築し、医療・介護・福祉等のニーズの変化に的確に対応する

③ 「地域の支え合い」を強める

- ・独居者の増加、就職氷河期世代の高齢化、孤独・孤立の深刻化等を見据え、人々が地域社会との中で安心して生活できる社会の構築が必要

2. 全世代型社会保障の基本理念

① 「将来世代」の安心を保障する

「全世代」は、これから生まれる「将来世代」も含む。彼らの安心のためにも、負担を先送りせず、同時に、給付の不断の見直しが必要。

② 能力に応じて、全世代が支え合う

年齢に関わらず、全ての国民が、能力に応じて負担し、支え合うことで人生のステージに応じ、必要な保障の提供を目指す。

③ 個人の幸福とともに、社会全体を幸福にする

社会保障は、リスク等に社会全体で備え、個人の幸福増進を図るとともに、健康寿命の延伸等により社会全体も幸福にする。

④ 制度を支える人材やサービス提供体制を重視する

人材確保・育成や働き方改革、処遇改善、生産性向上、業務効率化に加え、医療・介護ニーズ等を踏まえたサービス提供体制の構築が必要。

⑤ 社会保障のDXに積極的に取り組む

社会保障給付事務の効率化、新サービスの創造等のため、社会保障全体におけるデジタル技術の積極的な活用を図ることが重要。

3. 全世代型社会保障の構築に向けての取組

○ 時間軸の視点

2040年頃までを視野に入れつつ、足元の短期的課題とともに、当面の2025年や2030年を目指した中長期的な課題について、「時間軸」を持って取組を進めていくことが重要。（「今後の改革の工程」を提示。）

○ 地域軸の視点

社会保障ニーズや活用可能資源の地域的差異を考慮し、地域に応じた解決の手法や仕組みを考案することが重要。

各分野における改革の方向性

1. こども・子育て支援の充実

- これまで、保育の受け皿整備や幼児教育・保育の無償化などに取り組み、大きな成果も見られるが、少子化の流れを変えるには至っておらず、少子化の危機的な状況から脱却するための更なる対策が必要
- 今後、こども家庭庁の下で「こども大綱」を策定する中で、特に、現行制度で手薄な0～2歳児へのきめ細やかな支援が重要との認識の下、「未来への投資」として、社会全体でこども・子育てを支援する観点から、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目ない包括的支援を早期に構築すべき
- 恒久的な施策には恒久的な財源が必要であり、「骨太の方針2022」の方針に沿って、全ての世代でこどもや、子育て・若者世代を支えるという視点から、支援策の更なる具体化とあわせて検討すべき
- まずは（2）に掲げる支援策の具体化に取り組み、これも含め、こどもの視点に立って、必要なこども政策が何か、体系的にとりまとめることが重要であり、来年度の「骨太の方針」において、将来的にこども予算の倍増を目指していく上での当面の道筋を示していく必要
- 0～2歳児に焦点を当てた支援の早期構築後には、幅広い年齢層の子育て世帯に対する経済的支援の充実を検討する必要

2. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築

- 国民の価値観やライフスタイル、働き方の多様化が進む中、格差の固定化や貧困の防止を図り、社会の分断を防ぐ観点からも、どのような働き方をしても、セーフティネットが確保され、誰もが安心して希望どおりに働くことができる社会保障制度等の構築が求められている
- 少子化対策の観点からも、子育て・若者世代が将来に展望を持ち、生涯未婚率の低下にもつながるよう、労働市場、雇用の在り方について不断の見直しが重要であり、非正規雇用労働者を取り巻く課題の解決や、希望すれば誰もが主体的に成長分野などの企業へ円滑に移動できるような環境整備が必要

3. 医療・介護制度改革

- 超高齢社会への備えを確かなものとするとともに、人口減少に対応していく観点から、医療・介護制度改革を前に進めることが喫緊の課題。特に、2025年までに75歳以上の後期高齢者の割合が急激に高まることを踏まえ、負担能力に応じて、全ての世代で、増加する医療費を公平に支え合う仕組みを早急に構築する必要がある。
- 限りある資源を有効に活用しながら、地域における医療・介護ニーズの増大に的確に対応する。全ての国民が、それぞれの地域において、質の高い医療・介護サービスを必要に応じて受けることのできる体制を確保していく観点から、医療の機能分化と連携の更なる推進、医療・介護人材の確保等に力を注ぐ。

4. 「地域共生社会」の実現

- 人口構造及び世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁も希薄化する中で、今後更なる増加が見込まれる独居高齢者等を住まいの確保を含め、社会全体でどのように支えていくかが大きな課題
- 制度・分野や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会の実現が必要
 - 各種社会保障サービスの担い手や幅広い関係者の連携の下、地域全体で、一人ひとりに寄り添い、伴走支援するという視点が重要
- 人口急減地域においては、地域社会における支え合い機能が低下し、住民の日常生活の維持に課題が生じる事態も想定
 - 住民同士が助け合う「互助」の機能を強化することが重要

1. 社会保障制度を取り巻く環境の変化	2
2. 全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月）	11
3. 1つ目の柱：こども・子育て支援の充実（「こども未来戦略」（令和5年12月））	15
4. 2つ目の柱：働き方に中立な社会保障制度等の構築	41
5. 3つ目の柱：医療・介護制度改革	44
6. 4つ目の柱：「地域共生社会」の実現	48
（参考）こども家庭庁について	54

こども未来戦略の検討経緯

令和5年1月6日：総理指示

こども政策の強化について検討を加速するため、こども家庭庁の発足を待たず、小倉大臣の下で3つの基本的方向性に沿って検討を進め、3月末を目途にたたき台をとりまとめ

令和5年1月19日

「こども政策の強化に関する関係府省会議」（座長：こども政策担当大臣）の設置

令和5年3月31日

「こども・子育て政策の強化について（試案）」公表

令和5年4月1日：こども家庭庁発足、こども基本法施行

令和5年4月7日

「こども未来戦略会議」を設置（議長：総理大臣）

令和5年6月13日

「こども未来戦略方針」のとりまとめ、閣議決定

3兆半ばの予算規模の「こども・子育て支援加速化プラン」及びそれを支える財源の骨格を提示

令和5年12月11日

「こども未来戦略会議」にてこども未来戦略(案)を議論

令和5年12月22日

「こども未来戦略会議」にてとりまとめ、閣議決定

「こども未来戦略方針」を具体化し、3.6兆円程度に及ぶ「こども・子育て支援加速化プラン」の内容及びそれを安定的に支える財源の具体的内訳と金額を提示

1. 若い世代が結婚・子育ての将来展望を抱けない

- 未婚化・晩婚化の進行が少子化の大きな要因の一つ。
- 若い世代が結婚やこどもを生子、育てることへの希望を持ちながらも、所得や雇用への不安等から、将来展望を描けない状況。
- 若い世代の所得の持続的な向上につながる幅広い施策展開とともに、加速化プランの早急な実現、持続が必要。

2. 子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある

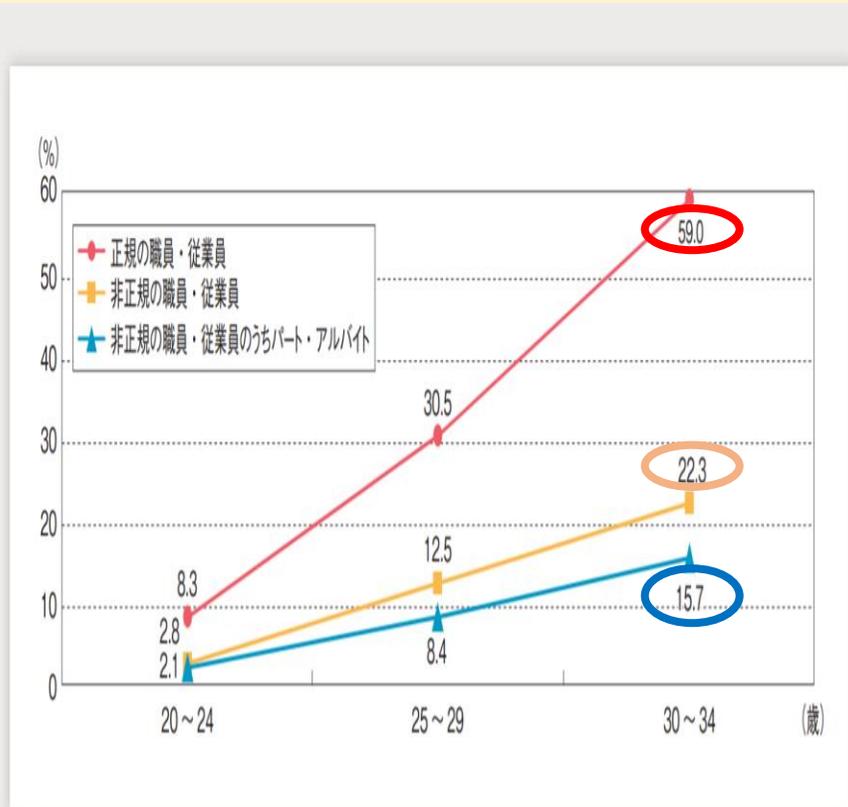
- 女性の正規雇用における「L字カーブ」が存在。育児負担が女性に集中する「ワンオペ」になっている傾向もある。
- 社会全体の意識の変革や働き方改革を正面に据えた総合的な対策をあらゆる政策手段を用いて実施していく必要。

3. 子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する

- 理想のこども数を持たない理由は、経済的理由が最も高く、特に第3子以降を持ちたいという希望の実現の大きな阻害要因。
また、0～2歳児の約6割はいわゆる未就園児であり、「孤立した育児」の実態あり。
- 公教育の再生は少子化対策としても重要であり、取組を着実に進めていくことが重要。また、学校給食費の無償化の実現に向けた実態調査を実施し、その上で具体的方策を検討。

結婚・出産と雇用・所得

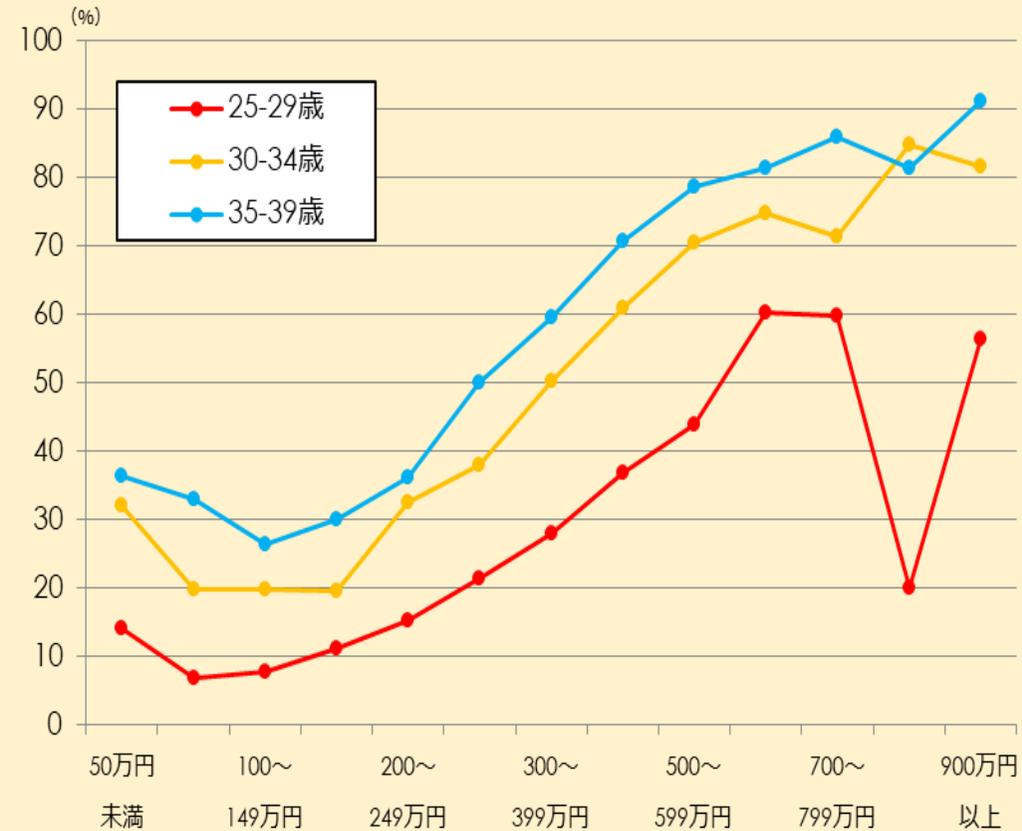
男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率



資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」を基に作成。

注：数値は、未婚でない者の割合。

男性の年収別有配偶率



(参考) 労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③—平成29年版「就業構造基本調査」より—」(2019年)

(参考) 内閣府：令和3年版少子化社会対策白書

「仕事と子育て」の両立—「仕事か、子育てか」の“二者択一”

＜少子化の要因＞

- 少子化の要因の一つは、若い世代が子どもを持つことを「経済的リスク」(収入や生活水準が低下するおそれ)と考え、不安を抱いていること

- 「経済的リスク」= 出産・育児によって、

① 収入が低下または喪失すること(退職したり、働き方を変更せざる得ない)



※ドイツも、かつて出産・育児に伴い、若者世帯の収入が急激に低下していた(ジェットコースター効果)。2007年にスウェーデンをモデルに育休改革。出生率が向上。

② 子育てに費用がかかること(育児費用、教育費がかさむ)

共働き世帯の問題

＜「仕事か、出産・育児か」の二者択一＞

- 「出産」は、収入の大幅な低下・喪失をもたらす

◆ 収入低下を怖れて、出産を断念 → 出生率の低下

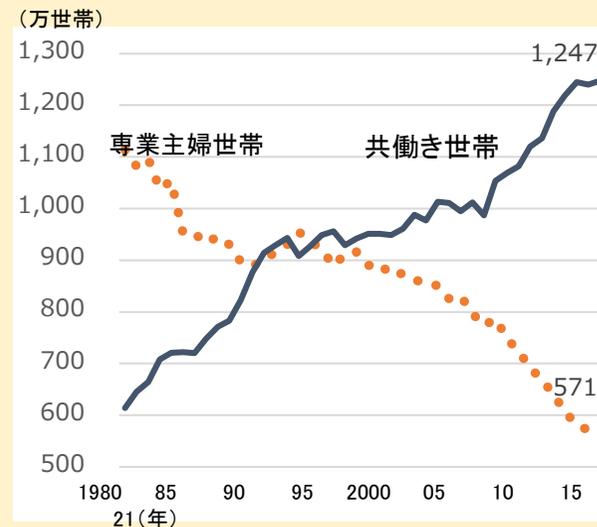
◆ 「出産」を選択 → 仕事を断念(出産退職・働き方変更)

↓
収入低下(出産後に非正規・パート就労)

↓
(次の出産を断念) 女性就労の「L字カーブ」

↓
出生率低下

「共働き世帯」の増加(1980~2021年)



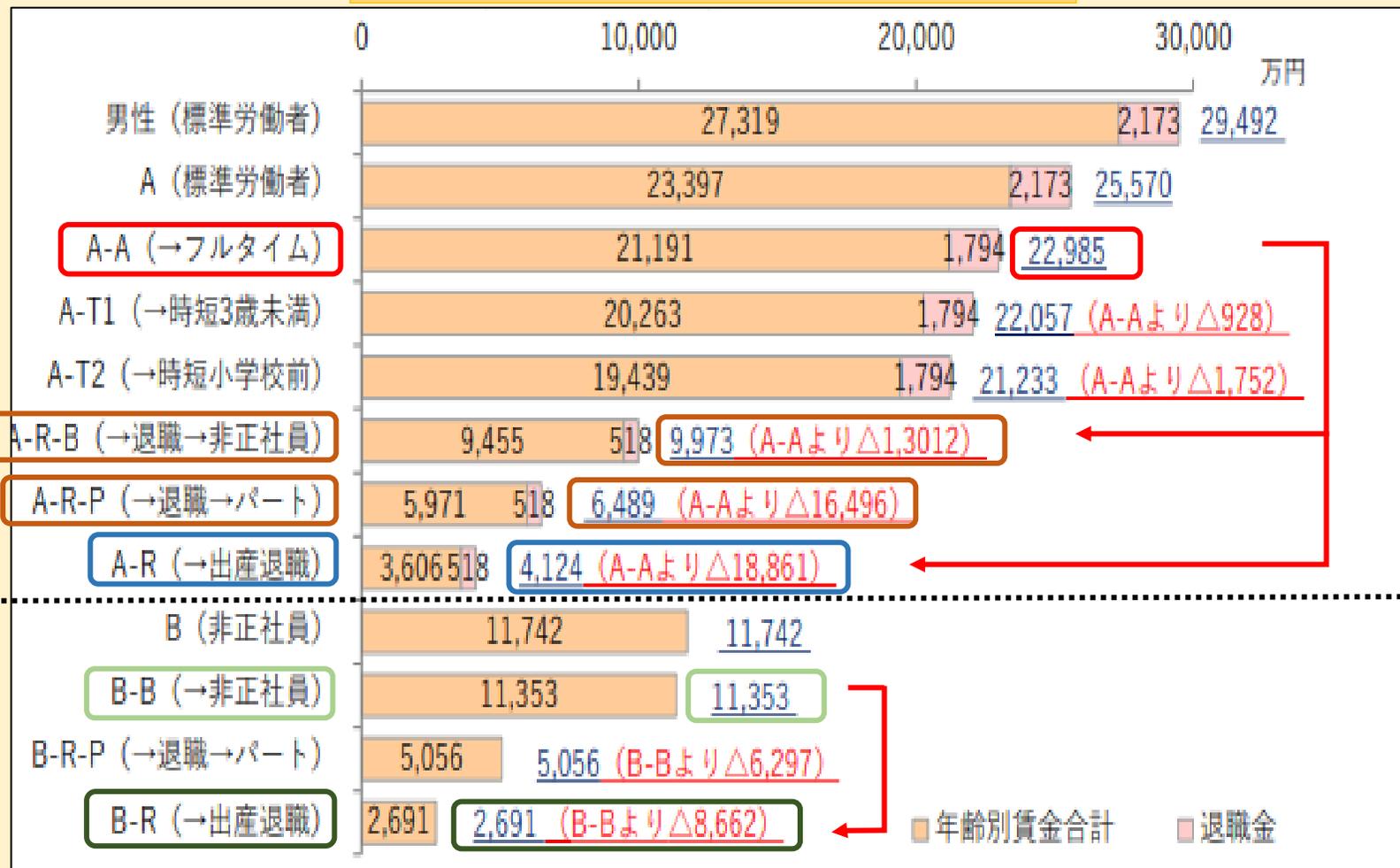
(出典) 労働力調査特別調査(総務省統計局)、労働力調査(詳細集計)(総務省統計局)

「仕事と子育て」の両立—「出産退職」で減少する女性の生涯所得

○大卒フルタイム女性が出産退職後に非正社員やパートで再就職した場合には、1億3千万円以上の生涯所得の差。出産退職者の生涯所得は、フルタイム・パートともに非常に低い。

出典：「大学卒女性の働き方別生涯所得の推計」ニッセイ基礎研レポート（2023.2.28）

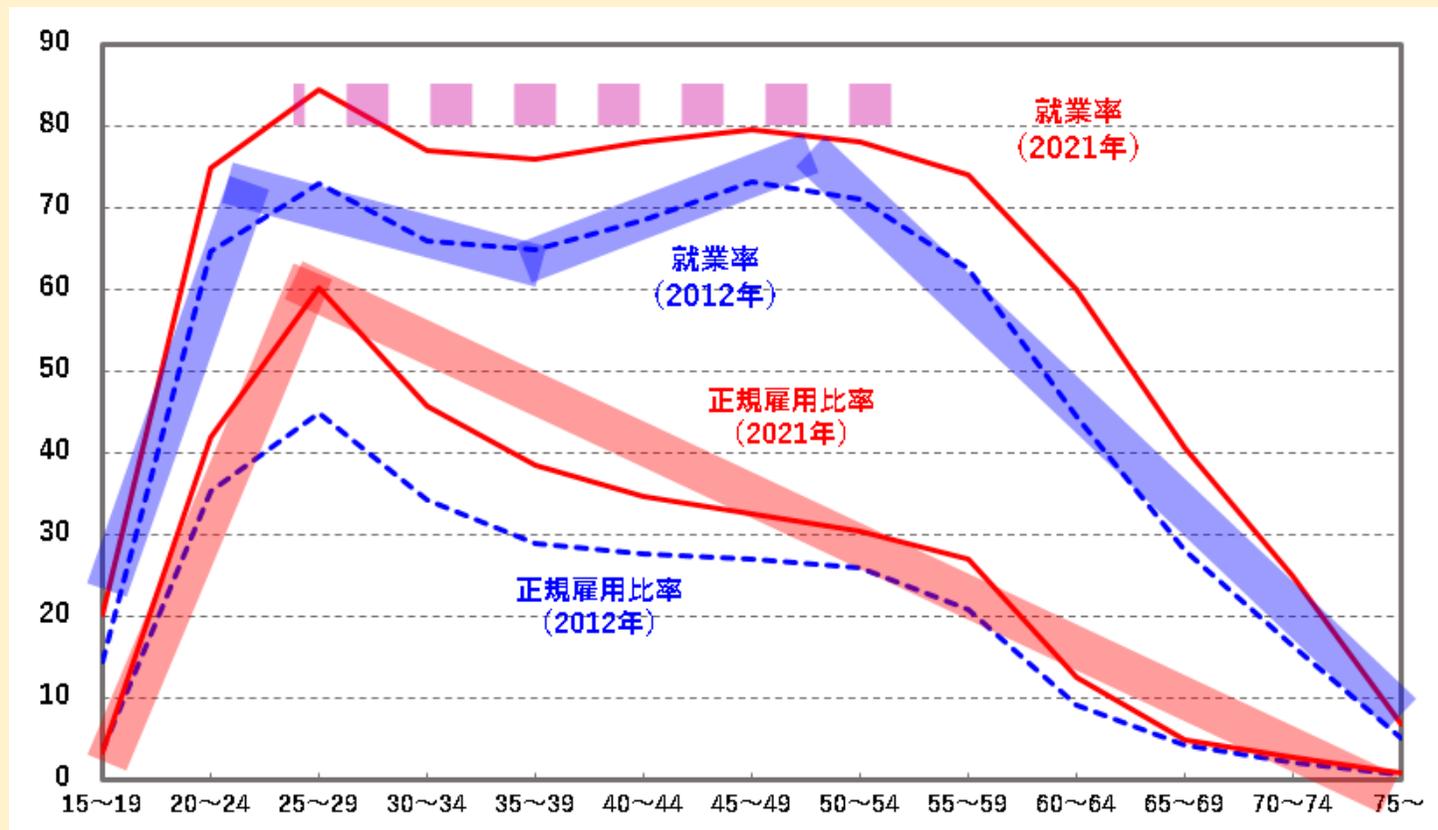
女性の働き方別生涯所得(イメージ)



「仕事と子育て」の両立—女性の就労状況(L字カーブ問題)

- 女性の「M字カーブ問題」(結婚・育児期に就業率が大きく低下)は解消しつつある。
- しかし、30歳ごろ(平均出産年齢)を境に、正規雇用率が低下し、30代、40代などは、非正規雇用が中心となる状況(「L字カーブ問題」)がみられる。
⇒ 出産時に退職、または働き方を変え、育児後に非正規・パートで働くケースが多い。

女性の就業率と正規雇用率(M字カーブとL字カーブ)

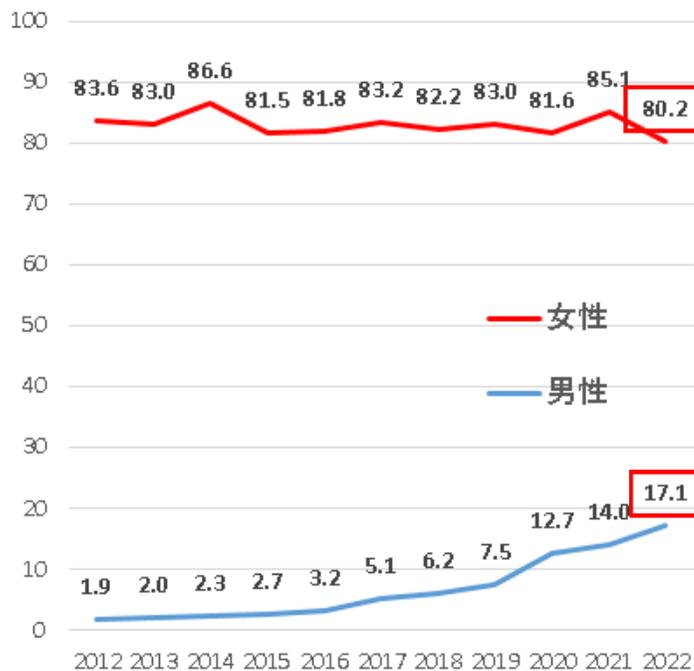


出典:総務省「労働力調査(詳細集計)」により作成。人口に占める就業者又は正規労働者の割合。

「仕事と子育て」の両立 ー女性の「出産退職」の実態

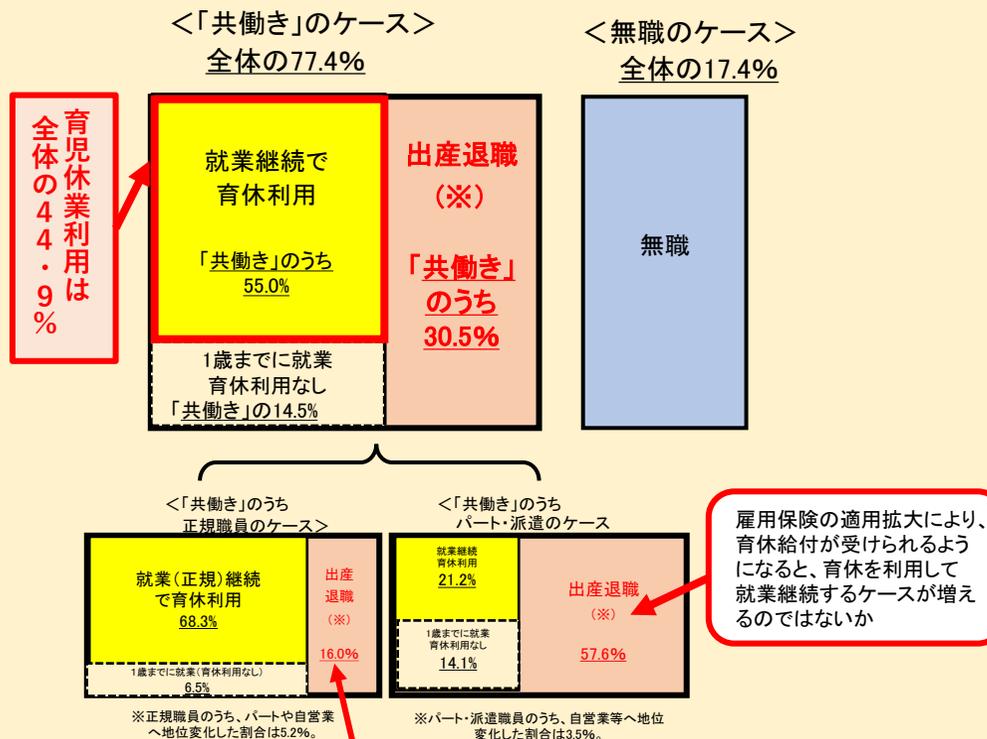
- 妻の第一子出産前後の就業変化を見ると、「共働き」のうち30.5%が出産退職となっている。
- これを正規・非正規別にみると、正規職員のケースでは16.0%、パート・派遣のケースでは57.6%が出産退職となっている。

(図1) 育休取得率の推移



(資料) 厚生労働省「雇用均等基本調査」

(図2) 妻の第1子出産前後の就業変化
(2021年第16回出生動向基本調査)



雇用保険の適用拡大により、育休給付が受けられるようになると、育休を利用して就業継続するケースが増えるのではないかと考えられます。

正規でも育児期の時短勤務や男性育休が普及すれば、就業継続するケースが増えるのではないかと考えられます。

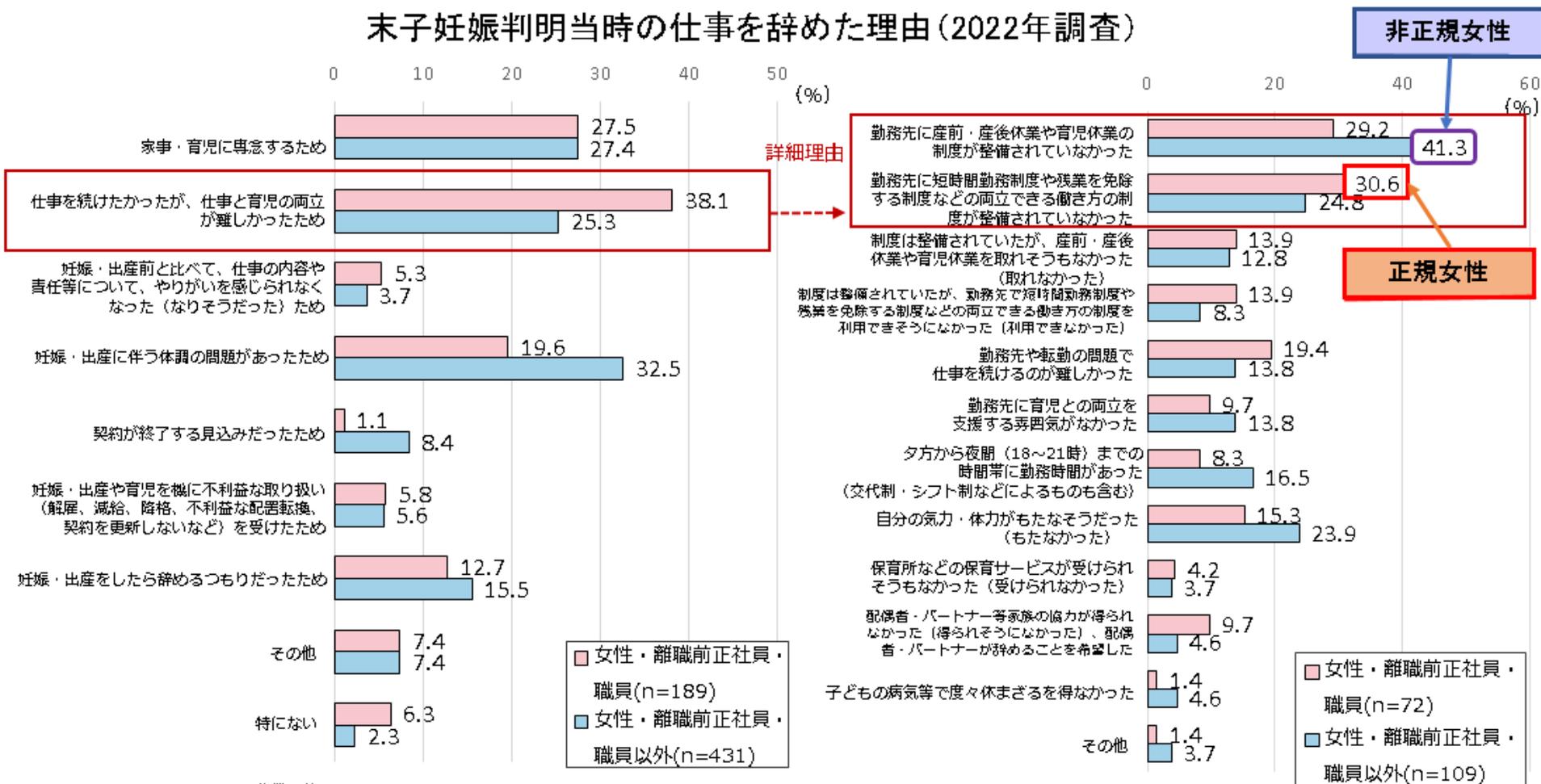
(※)「出産退職」は、妊娠時に就業、子が1歳のとき無職

「仕事と子育て」の両立—育児休業制度を利用しなかった理由(正規・非正規別)

○「仕事と育児の両立の難しさで辞めた」と回答した人の詳細な理由を見ると、

- ・正規女性は「勤務先に短時間勤務制度や残業を免除する制度などの両立できる働き方の制度が整備されていなかった」(30.6%)がもっとも高く、
- ・非正規女性は、「勤務先に産前・産後休暇や育児休業の制度が整備されていなかった」(41.3%)がもっとも高い。

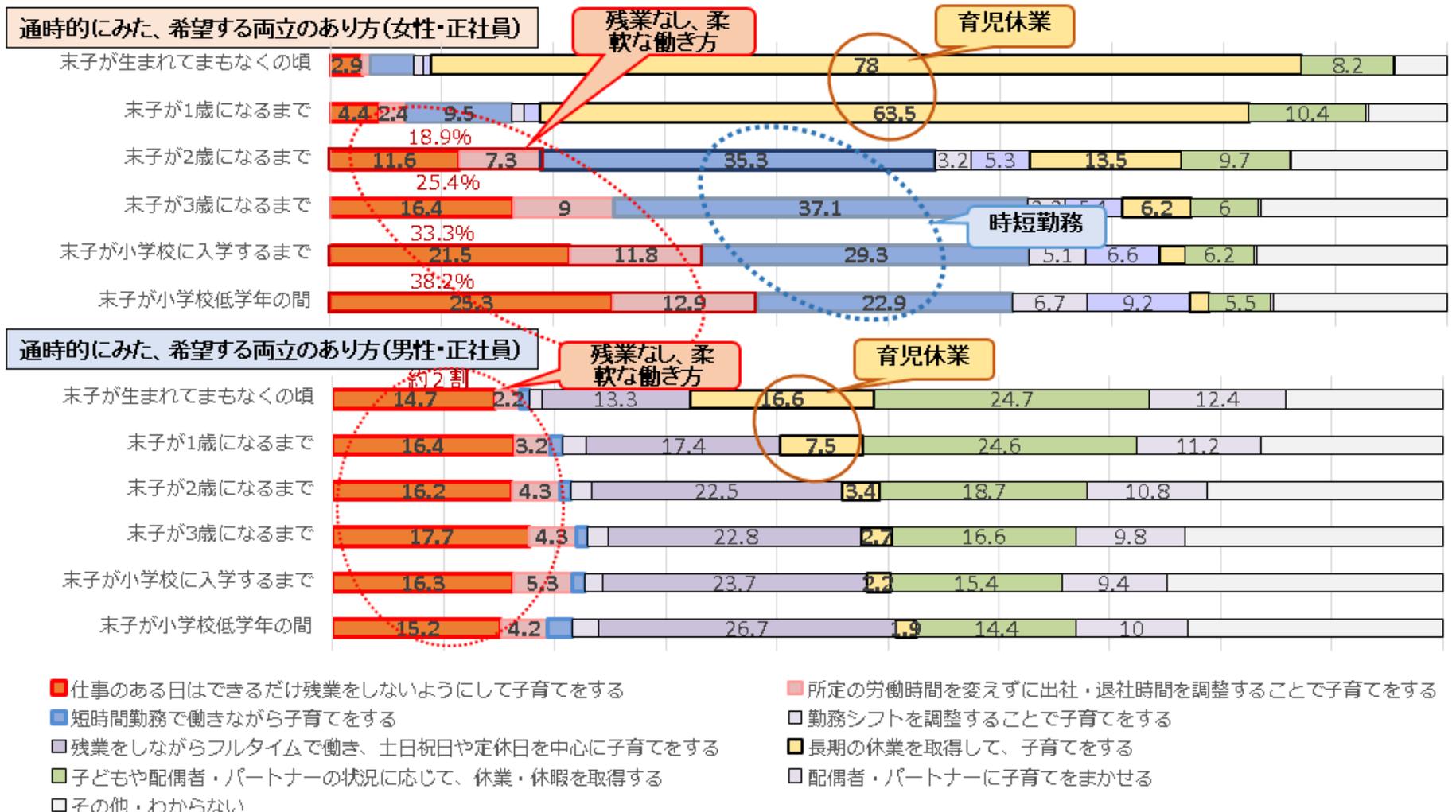
末子妊娠判明当時の仕事を辞めた理由(2022年調査)



【出典】日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」(労働者調査)(令和4年度厚生労働省委託事業)
 ※小学校4年生未満の子の育児を行い、約10年以内に妊娠・出産・育児のために離職した経験のある者(調査時点の有職無職は問わない。)を対象としたアンケート調査

「仕事と子育て」の両立—正社員が希望する「両立」のあり方

- 女性・正社員は、子が生まれてまもなくは休業、1歳以降は短時間勤務を希望する割合が高い。
3歳以降は、残業をしない働き方や柔軟な働き方(入社・退社時間の調整)を希望。
- 男性正社員は、残業をしない働き方や柔軟な働き方を希望する割合がどの年齢でも約2割であるほか、短時間勤務についても一定のニーズ。



出典：日本能率協会総合研究所『令和2年度 仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業』(厚生労働省委託事業、令和3年3月)労働者調査
 ※20~40代で3歳未満の子供をもつ労働者を対象としたアンケート調査

子育て支援制度—支援サービスの現状(2019年)

0～2歳児(290.3万人)

未就園で育児休業給付も
受けていない

48.3%

育児休業取得(育児休業給付)
14.2%

保育所(30.8%)
幼保連携型認定こども園(6.6%)

カバーしているのは37.5%

3歳以上児(294.7万人)

未就園児 1.9%

保育所(42.4%)
幼稚園(38.9%)
幼保連携型認定こども園
(16.8%)

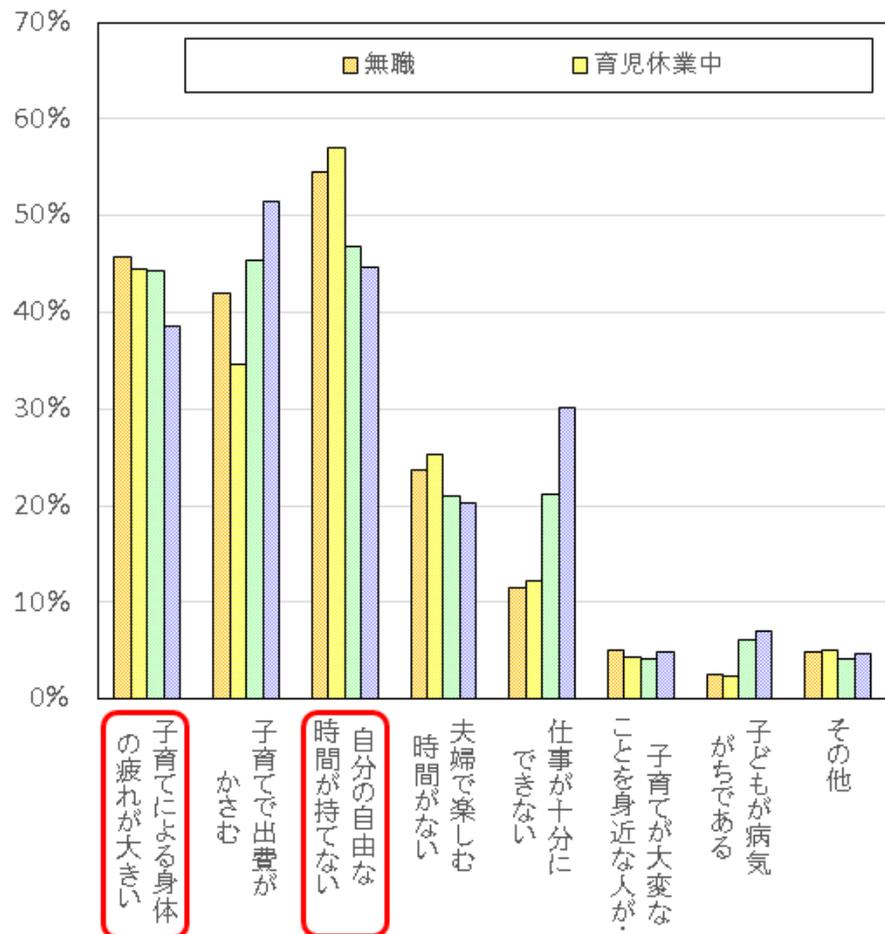
98.1%をカバー

※ 育児休業取得者は、厚生労働省「雇用保険事業年報」、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」による2019年度に新たに育児休業を取得した女性の人数をもとに算出

子育て支援制度—0～2歳児の支援の課題

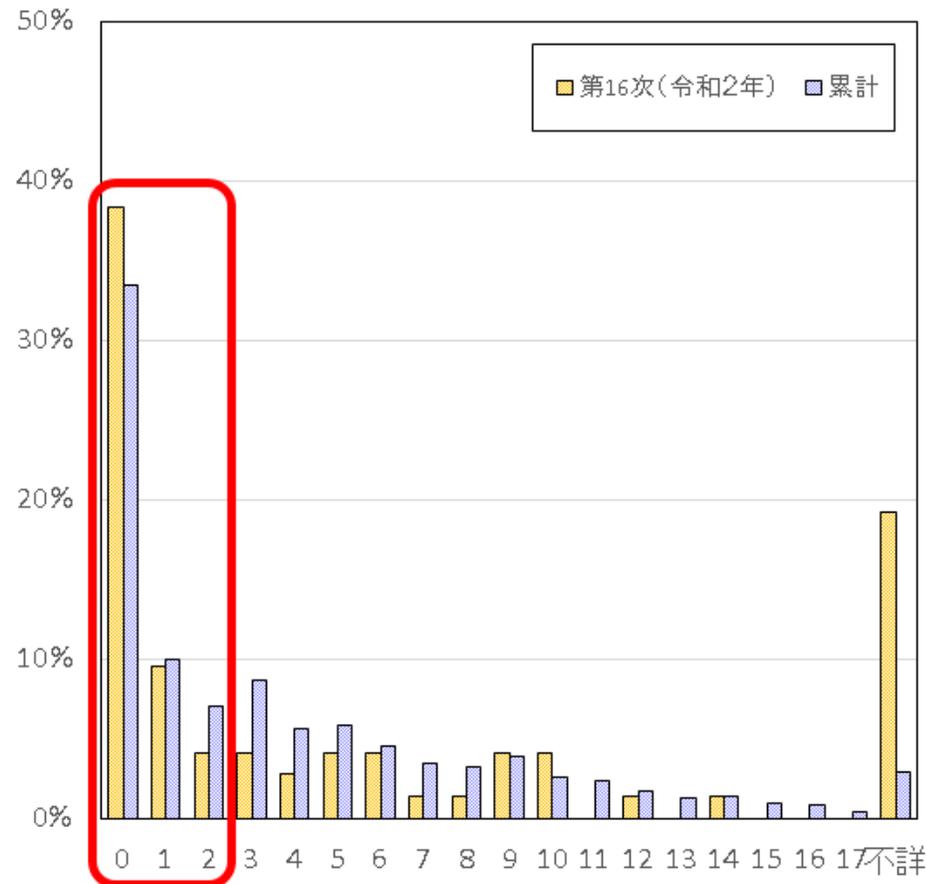
○ 子どもが小さい頃は、身体的、時間的、精神的負担が大きい(特に未就園で在宅で子育てしている家庭で)

【子育てで負担に思っていること (生後6か月時点)】



○ 児童虐待で命を落とす子どもの半数以上が0～2歳児(特に0歳児は3割以上)

【虐待死の年齢別割合】



(資料) 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会(2020)「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第16次報告)」

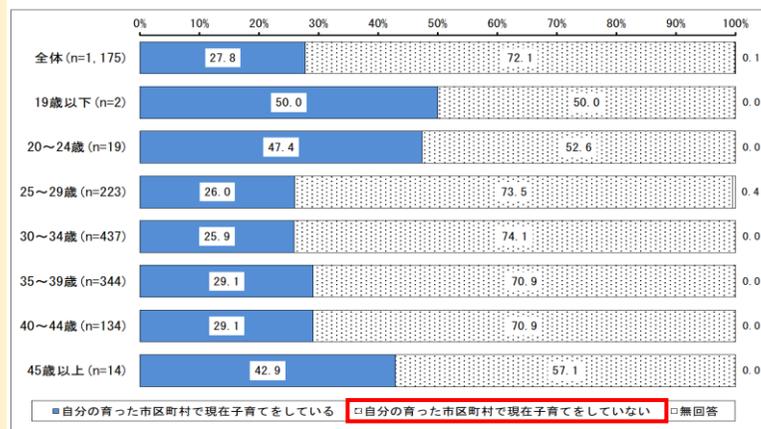
(資料) 厚生労働省(2014)第1回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)結果

子育て支援制度—子育て家庭の孤立化

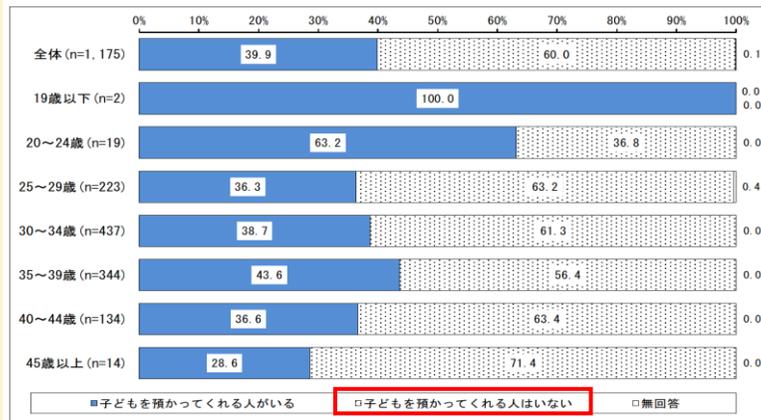
○ 7割以上の母親は、自身が育った市区町村以外で子育てをしており、6割の母親は「近所で子どもを預かってくれる人はいない」と回答。また、地域子育て支援拠点の利用前の状況として、「子育てをしている親と知り合いたかった」「子育てでつらいと感じることがあった」「家族以外の人と交流する機会があまりなかった」といった回答が上位。

⇒ **子育て家庭の孤立感が高くなっている**

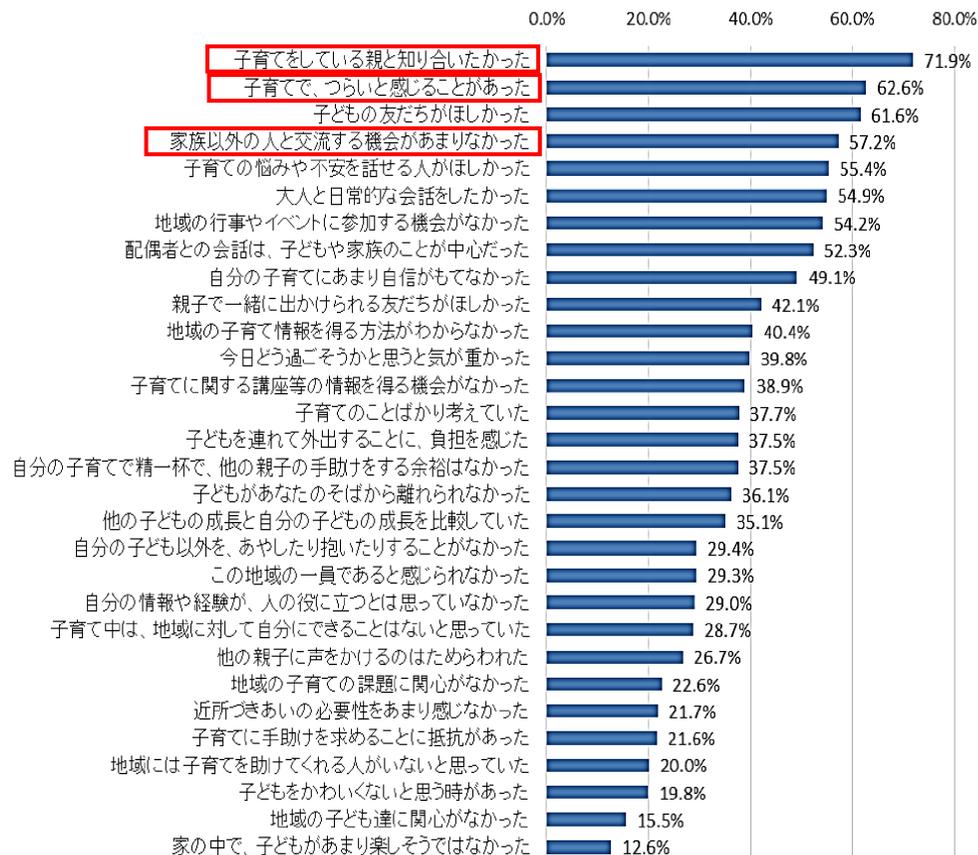
【図表 2-2-2 自分の育った市区町村での子育ての実施状況（全体、母親の年代別）】



【図表 2-2-4 近所で子どもを預かってくれる人の有無（全体、母親の年代別）】



拠点を利用する前の子育て状況

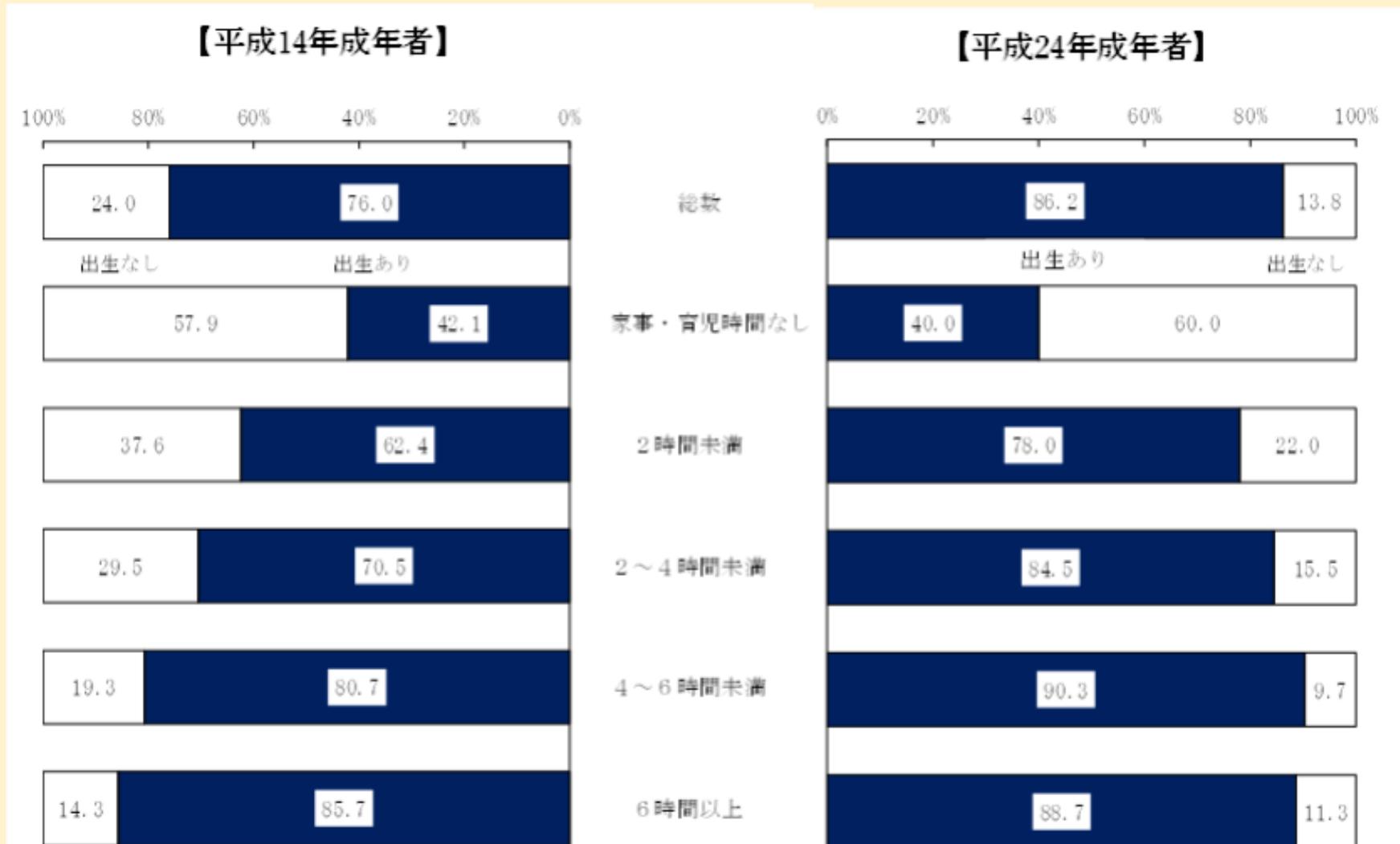


出典：NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」(2017年)

(全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体(計240団体)の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの(有効回答数1136人))

夫の家事・育児と出生行動

夫の休日の家事・育児時間別にみたこの10年間の第2子以降の出生の状況【平成14年成年者・平成24年成年者】



(参考) 厚生労働省: 第11回21世紀成年者縦断調査(平成24年成年者)(2023年11月)

1. 若い世代の所得を増やす

- 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- 三位一体の労働市場改革
- 正規・非正規問題への取組（同一労働同一賃金の徹底、非正規雇用の正規化）
- 「加速化プラン」における、ライフステージを通じた経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

2. 社会全体の構造・意識を変える

- ワンオペ育児の実態を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会
- こどもまんなか社会に向けた社会全体への意識改革
- 育児休業の取得促進、育児期の柔軟な働き方の推進

3. 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

- 今後、取り組むべきこども・子育て支援の内容
 - 全ての子育て家庭を等しく支援すること 保育所について量の拡大から質の向上へ
 - 妊娠・出産期から0～2歳の支援の強化
 - 多様な支援ニーズ（貧困、障害児・医療的ケア児、ひとり親家庭等）への対応
 - 「加速化プラン」の各種施策に着実に取り組むとともに、総合的な制度体系の構築を目指す
- こども政策DXの推進

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月（2024年10月分から拡充）

- ✓所得制限を撤廃
- ✓高校生年代まで延長
すべてのこどもの育ちを支える
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓第3子以降は3万円

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	*多子加算のカウント方法を見直し

→ 3人の子がいる家庭では、
総額で最大400万円増の1100万円

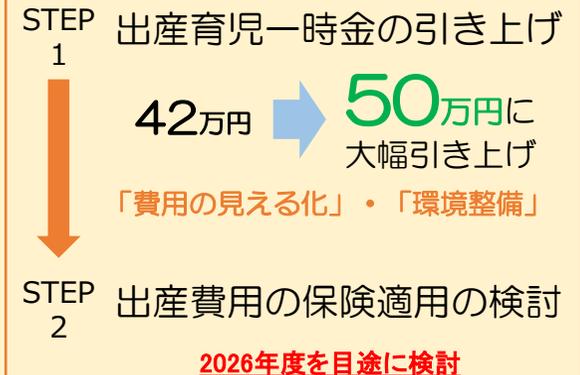
妊娠・出産時からの支援強化

2022年度から実施中（2025年度から制度化）

- ✓出産・子育て応援交付金
10万円相当の経済的支援
①妊娠届出時（5万円相当）
②出生届出時（5万円相当×こどもの数）
 - ✓伴走型相談支援
様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
- 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中



高等教育（大学等）

高等教育費の負担軽減を拡充

2024年度から実施

- 給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯等に拡充
- 多子世帯の学生等については授業料等を無償とする 2025年度から実施
- ✓修士段階の授業料後払い制度の導入 2024年度から実施
- ✓貸与型奨学金の返還の柔軟化 2024年度から実施

子育て世帯への住宅支援

✓公営住宅等への優先入居等

今後10年間で計30万戸

実施中

✓フラット35の金利引下げ

こどもの人数に応じて最大1%（5年間）の引下げ 2024年2月から実施

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に**妊婦のための支援給付を創設**するとともに、児童福祉法に**妊婦等包括相談支援事業を創設**し、市町村は、**妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて行う**ことを子ども・子育て支援法に規定。

妊婦のための支援給付 (子ども・子育て支援法)

- 市町村は、妊婦であることの認定後に**5万円**を支給。その後、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に**妊娠しているこどもの人数×5万円**を支給する。
- 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、財源として**子ども・子育て支援納付金を位置づける**。等



妊婦等包括相談支援事業 (児童福祉法)

- 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として新設する。
- 母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づける。

妊娠期
(妊娠8～10週前後)

面談 給付申請

※妊娠届出時等

妊娠期
(妊娠32～34週前後)

面談

出産・産後

面談 給付の届出

※出生届出時や
乳児家庭全戸訪問等

産後の育児期

継続的な情報発信
希望に応じた相談対応

【実施主体】市町村 (子ども家庭センター)
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託可)

伴走型相談支援

身近で相談に応じ、必要な支援メニューにつなぐ

妊婦の認定後：5万円の支給

妊娠しているこどもの人数×5万円の支給

※ 給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など確実な支払方法とする。
この場合においても、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

✓「こども誰でも通園制度」を創設

- ・月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み

※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施(2023年度からの実施も可能)

※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国の自治体で実施

✓保育所：量の拡大から質の向上へ

- ・76年ぶりの配置改善：(4・5歳児) 30対1→25対1 (1歳児) 6対1→5対1 4・5歳児は2024年度から実施、1歳児は2025年度以降加速化プラン期間中の早期に実施
- ・民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善 2023年度から実施
- ・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充 2024年度から常勤職員配置の改善を実施

✓多様な支援ニーズへの対応

- ・貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化 2023年度から順次実施
- ・児童扶養手当の拡充 拡充後の初回の支給は2025年1月(2024年11月分から拡充)
- ・こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃 2024年度から実施

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度」の創設～

検討の方向性

- 現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな給付として「乳児等のための支援給付」（「こども誰でも通園制度」）を創設する。
- **2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。**

制度の意義

- **こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会**
- **ものや人への興味が広がる**とともに、**成長発達に資する豊かな経験をもたらす**
- 保育者からこどもの良いところや成長等を伝えられることで、**こどもと保護者の関係性にも良い効果**
- 孤立感や不安感を抱える**保護者の負担感の軽減**
- 育児方法の模範を見ることにより、**親としての成長につながる**
- 保育者にとっては、その**専門性をより地域に広く発揮できる**
- 給付制度とすることで**制度利用のアクセスが向上**
- **利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握**などにつながる

【本格実施に向けたスケジュール】

令和5年度～

- **制度の本格実施を見据えた試行的事業**(※)
 - ・108自治体に内示(令和6年1月17日現在)
 - ・補助基準上一人当たり「月10時間」を上限

令和7年度

- **法律上制度化し、実施自治体数を拡充**
 - ・法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ

令和8年度

- **法律に基づく新たな給付制度**
 - ・全自治体で実施(※)
 - ・内閣府令で定める月一定時間までの利用枠

(※) 補正予算で前倒しし、今年度中の開始も可能となるよう支援

(※) 令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であって**内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置**を設ける。(令和8・9年度の2年間の経過措置)

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

男性の育休取得率目標 **85%**へ大幅引き上げ（2030年） ※2022年度：17.13%

→ 男性育休を当たり前

✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充

2025年度から実施

✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化

2024年1月から実施

• 業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充

✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に 2025年度から実施

育児期を通じた柔軟な働き方の推進

✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置

• 事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置

令和6年5月31日から
1年6月以内に政令で定める日から実施

✓ 時短勤務時の新たな給付 2025年度から実施

→ 利用しやすい柔軟な制度へ

加速化プランの実施に向けたスケジュール

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
法案審議・成立	<p>児童手当の抜本的拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得制限の撤廃 高校生年代までの支給期間の延長 第3子以降の支給額増額（3万円） 				
	<p>出産・子育て応援交付金 (予算事業)</p>	<p>妊婦のための支援給付（妊娠・出産時の10万円相当の給付金）として制度化</p>			
	<p>こども誰でも通園制度 (試行的事業)</p>	<p>こども誰でも通園制度 (法定事業化)</p>	<p>こども誰でも通園制度（乳児等のための支援給付） (給付化)</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> 出生後休業支援給付（育児休業給付手取り10割相当）の創設 育児時短就業給付（時短勤務中の賃金の10%支給）の創設 				
	<p>国民年金第1号被保険者の保険料免除措置の創設 (約1.7万円/月 ※令和6年度)</p>				
<p>子ども・子育て支援特例公債 (令和6～10年度まで) ※安定財源として、そのほか既定予算の最大限の活用等</p>		<p>支援金 加入者当平均月額 約250円</p>	<p>支援金 加入者当平均月額 約350円</p>	<p>支援金 加入者当平均月額 約450円</p>	

歳出改革・賃上げに向けた取組を先行・継続

「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

- 既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用する。
- 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする。

【歳出面】 加速化プラン完了時点 3.6兆円

経済的支援の強化

1.7兆円

全てのこども・子育て世帯を
対象とする支援の拡充

1.3兆円

共働き・共育での推進

0.6兆円

【歳入面】 加速化プランの財源 = 歳出改革の徹底等

既定予算の最大限の活用等

1.5兆円

歳出改革の徹底等

1.1兆円

1.0兆円

予算を通じて支出

社会保険制度を通じて拠出する
仕組みを創設(支援金制度)

社会保障
経費の伸び

公費節減の効果

社会保険負担
軽減の効果

社会保障改革の徹底
(改革工程を策定)

+

賃上げ

その他
(福祉等)

社会保険
(医療・介護等)

公費(国・地方)

社会保険料財源

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）

- ◆ 能力に応じて全世代が支えあう「全世代型社会保障」の構築に向け、将来世代も含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高めるため、「時間軸」に沿って、今後取り組むべき課題をより具体化・深化させた「改革工程」を取りまとめ。
- ◆ 3つの「時間軸」で実施（①来年度（2024年度）に実施する取組、②加速化プランの実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組、③2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対し**加速化プランの実施に向けたスケジュール**
- ◆ て必要となる取組）
- ◆ 上記②の取組は、2028年度までの各年度の予算編成過程において、実施すべき施策を検討・決定

主な改革項目と工程

※ 2040年頃を見据えた中長期的取組については、省略。

	2024年度に実施する取組	2028年度までに検討する取組
働き方に中立的な社会保障制度等の構築	<ul style="list-style-type: none"> （労働市場や雇用の在り方の見直し） ・「同一労働同一賃金ガイドライン」等の必要な見直しの検討 ・「多様な正社員」の拡充に向けた取組 等 	<ul style="list-style-type: none"> （勤労者皆保険の実現に向けた取組） ・短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃等 ・フリーランス等の社会保険の適用の在り方の整理 等 ・年収の壁に対する取組 等
医療・介護制度等の改革	<ul style="list-style-type: none"> ・前期財政調整における報酬調整の導入 ・後期高齢者負担率の見直し ※上記2項目は法改正実施済み ・介護保険制度改革（第1号保険料負担の在り方） ・介護の生産性・質の向上（ロボット・ICT活用、経営の協働化・大規模化、人員配置基準の柔軟化等） ・イノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置を推進するための長期収載品の保険給付の在り方の見直し ・診療報酬改定、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定の実施 ・入院時の食費の基準の見直し等 ・生活保護制度の医療扶助の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> （生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上） ・医療DXによる効率化・質の向上 等 ・生成AI等を用いた医療データの利活用の促進 ・医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化 ・医療提供体制改革の推進（地域医療構想、かかりつけ医機能が発揮される制度整備） ・介護の生産性・質の向上 ・イノベーションの推進、安定供給の確保と薬剤保険給付の在り方の見直し ・国保の普通調整交付金の医療費勘案等 等 ・国保の都道府県保険料率水準統一の更なる推進 ・介護保険制度改革（ケアマネジメントに関する給付の在り方、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方） ・サービス付き高齢者向け住宅等における介護サービス提供の適正化 ・福祉用具貸与のサービスの向上 等 ・生活保護の医療扶助の適正化等 ・障害福祉サービスの地域差の是正 （能力に応じた全世代の支え合い） ・介護保険制度改革（利用者負担（2割負担）の範囲、多床室の室料負担） ・医療・介護保険における金融所得の勘案や金融資産等の取扱い ・医療・介護の3割負担（「現役並み所得」）の適切な判断基準設定等 ・障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現 （高齢者の活躍促進や健康寿命の延伸等） ・高齢者の活躍促進 等 ・疾病予防等の取組の推進や健康づくり等 ・経済情勢に対応した患者負担等の見直し（高額療養費自己負担限度額の見直し/入院時の食費の基準の見直し）
「地域共生社会」の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業の更なる促進 ・社会保障教育の一層の推進 ・住まい支援強化に向けた制度改正 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・孤独・孤立対策の推進 ・身寄りのない高齢者等への支援 等

子ども・子育て支援金制度の創設

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**として、**医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設**する。

【子ども・子育て支援法】

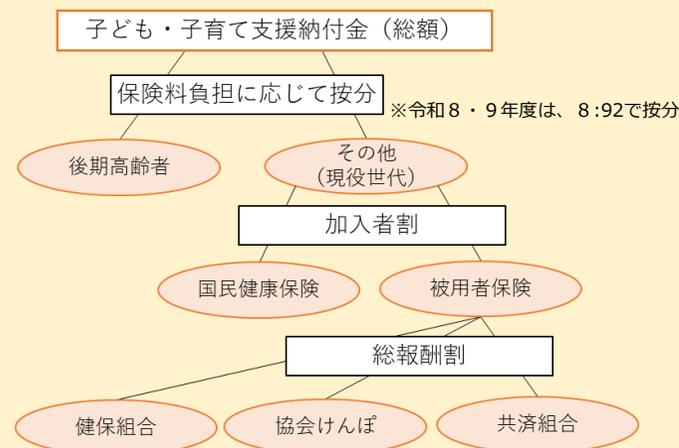
- ① 政府は、**支援納付金対象費用（※）に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収**すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを定める。

（※支援納付金対象費用）

- 出産・子育て応援給付金の制度化（妊婦支援給付金）（R7.4～）
- 共働き・子育てを推進するための経済支援（出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）、国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～））
- こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- 児童手当（R6.10～） ■ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

* 支援納付金に関する重要事項について、こども家庭審議会の意見聴取規定を設ける。

- ② 医療保険者から毎年度徴収する**支援納付金の額の算定方法等を定める（※医療保険者間には、右図のとおり按分）**。
- ③ 内閣総理大臣は、**社会保険診療報酬支払基金に、支援納付金の徴収等の事務を行わせる**ことができることとし、その業務等を定める。
- ④ 政府は、**令和6～10年度までの各年度に限り**、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において**子ども・子育て支援特例公債を発行することができる**こととする。※償還期限は、令和33年度とする。
- ⑤ 附則において支援納付金の導入に当たっての経過措置・留意事項を定める。
- ・ **全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにすること**
 - ・ **令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）**
 - ・ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（R5.12.22閣議決定）を着実に進めること



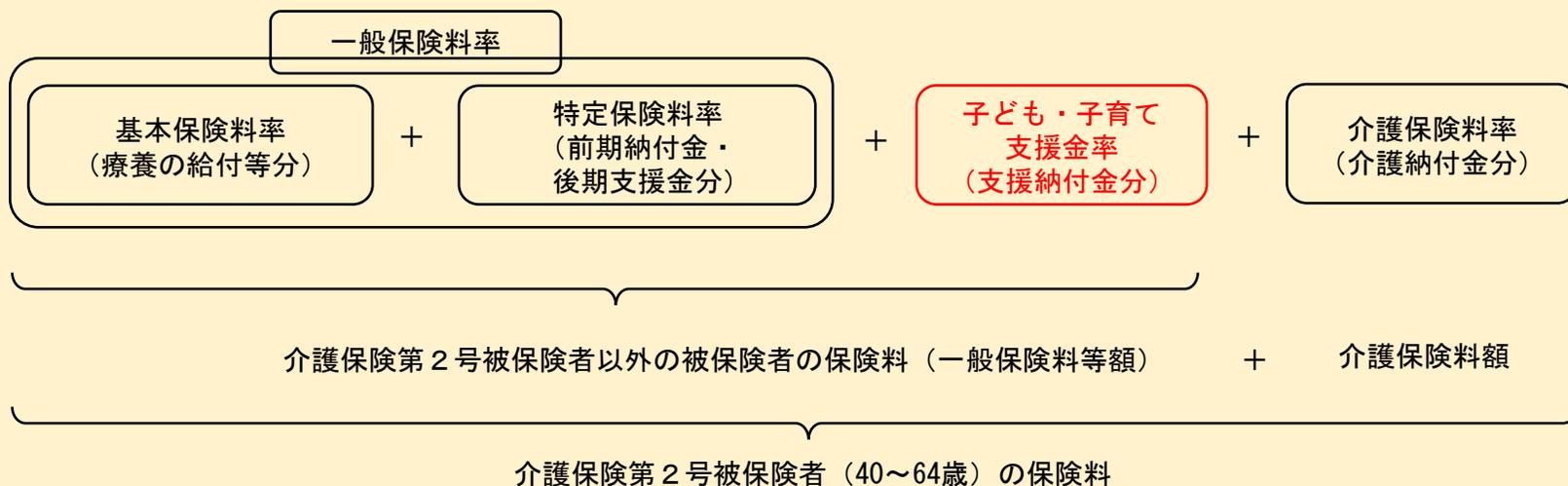
【医療保険各法等】

- ① 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。
- ※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示すこととする）。
- ② 医療保険制度の取扱いを踏まえ、**支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める**。
- ※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

子ども・子育て支援金の法的性格について

- 社会保険制度は、社会連帯の理念を基盤にしてともに支え合う仕組みである。子ども・子育て支援金制度もこうした連帯によって、将来を担う子どもたちや子育て世帯を全世代・全経済主体で支える仕組みであり、支援金は保険料と整理される。
- 健康保険法においては、子ども・子育て支援金に係る料率は、医療保険上の給付や介護保険に係る保険料率とは区分した上で、保険料の一部として規定することとしている。

(参考) 改正後の健康保険法上の保険料に係る整理 (検討中の案)



※ 我が国の社会保険制度は、民間の保険制度を参照しつつ、国民の生活保障という社会政策目的達成の見地から修正したものであり、その具体的な給付・反対給付の在り方については様々な例がある。

また、医療保険制度は、疾病、負傷等のみならず出産に関する保険給付を行うことを目的とし、出産に関する保険給付には、出産を理由とする所得補償（出産手当金）も含むなど、その射程が広範であり、加えて、近年、介護納付金や出産育児支援金といった仕組みが加わるなど、歴史的にも徐々に広がりをもってきている。加えて、医療保険制度は賦課対象者が広く、全ての世代による連帯の仕組みとなっている。

今回支援金を充てることとしている事業は、幅広く給付されるものであるとともに、その実施により、少子化・人口減少に歯止めをかけ担い手を維持することを通じて医療保険制度の持続可能性を高め、その存立基盤に係る重要な受益となる。これはひいては被保険者としても受益するものと考えており、医療保険制度の射程内とみなすことができるもの。

※ 他方で、法律上保険料として規定しても、少子化対策のために法定される事業に充てるものとして、一般保険料とは区分されており（介護保険料と同様）、医療保険料の流用には当たらない。

こども・子育て予算倍増に向けた大枠

- 「加速化プラン」を実施することにより、我が国のこども・子育て関係予算は、こども一人当たりの家族関係支出で見て、OECDトップ水準のスウェーデン（15.4%）に達する水準（11.0%→16%程度）となり、画期的に前進。
- 現時点の「加速化プラン」を実施することにより、国のこども家庭庁予算（2022年度4.7兆円）は約5割増加。育児休業については、職場の意識改革や制度拡充の効果により関連予算が倍増。
- こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算を更に検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども一人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるか更に検討。

2030年代
初頭までに **倍増**

5割以上増

こども家庭庁
予算

+ **3兆円半ば**
大宗を3年で実施



こども一人当たりの
家族関係支出で

OECDトップの
スウェーデン
に達する水準



1. 社会保障制度を取り巻く環境の変化	2
2. 全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月）	11
3. 1つ目の柱：こども・子育て支援の充実（「こども未来戦略」（令和5年12月））	15
4. 2つ目の柱：働き方に中立な社会保障制度等の構築	41
5. 3つ目の柱：医療・介護制度改革	44
6. 4つ目の柱：「地域共生社会」の実現	48
（参考）こども家庭庁について	54

(1) 基本的方向

- 国民の価値観やライフスタイル、働き方の多様化が進む中、格差の固定化や貧困の防止を図り、社会の分断を防ぐ観点からも、どのような働き方をしても「セーフティネット」が確保され、誰もが安心して希望どおりに働くことができる社会保障制度等の構築が求められている
- 少子化対策の観点からも、子育て・若者世代が将来に展望を持ち、生涯未婚率の低下にもつながるよう、労働市場、雇用の在り方について不断の見直しが重要であり、非正規雇用労働者を取り巻く課題の解決や、希望すれば誰もが主体的に成長分野などの企業へ円滑に移動できるような環境整備が必要

(2) 取り組むべき課題**① 勤労者皆保険の実現に向けた取組**

- ・ 短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃
- ・ 個人事業所の非適用業種の解消
- ・ 週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大
- ・ フリーランス・ギグワーカーについて、被用者性の捉え方などの検討を深め、より幅広い社会保険の在り方を検討する
- ・ 被用者保険の適用拡大を進めるにあたってはデジタル技術の活用による環境整備が重要
- ・ 女性の就労の制約と指摘される制度等を働き方に中立的なものにしていくことが重要
- ・ 被用者保険適用拡大の更なる推進に向けた環境整備・広報の充実

② 労働市場や雇用の在り方の見直し

- ・ 非正規雇用労働者を取り巻く課題の解決
(「同一労働同一賃金」の履行確保と効果検証・必要な見直し、有期雇用労働者の「無期転換ルール」の実効性確保、キャリアアップ支援、「多様な正社員」の拡充、取組状況の開示等の企業の取組の促進策) ★
- ・ 労働移動の円滑化
(リスキリング、キャリアサポート、職業・職場情報の見える化などの継続的な推進及び「労働移動円滑化に向けた指針」の策定、取組状況の開示等の企業の取組の促進策) ★

(3) 今後の改革の工程**(勤労者皆保険の実現に向けた取組)**

- 次期年金制度改正に向けて検討・実施すべき項目
 - ・ 短時間労働者への被用者保険の適用拡大(企業規模要件の撤廃など)
 - ・ 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消
 - ・ 週所定労働時間20時間未満の労働者、常時5人未満を使用する個人事業所への被用者保険の適用拡大
 - ・ フリーランス・ギグワーカーの社会保険の適用の在り方の整理

(労働市場や雇用の在り方の見直し)

- 速やかに検討・実施すべき事項
 - ・ (2) ★の項目

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）一抄一

- ◆ 能力に応じて全世代が支えあう「全世代型社会保障」の構築に向け、将来世代も含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高めるため、「時間軸」に沿って、今後取り組むべき課題をより具体化・深化させた「改革工程」を取りまとめ。
- ◆ 3つの「時間軸」で実施（①来年度（2024年度）に実施する取組、②加速化プランの実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組、③2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組）
- ◆ 上記②の取組は、2028年度までの各年度の予算編成過程において、実施すべき施策を検討・決定

＜「働き方に中立的な社会保障制度の構築」に関する取組＞

2024年度 に実施する 取組	<p>(労働市場や雇用の在り方の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「同一労働同一賃金ガイドライン」等の必要な見直しの検討 ・「多様な正社員」の拡充に向けた取組 ・非正規雇用労働者の待遇改善に係る取組状況に関する企業の取組の促進 ・経験者採用（中途採用）に関する企業の取組の促進 ・三位一体の労働市場改革の推進 ・成長意欲のある中堅・中小企業のグループ化に向けた支援
2028年度 までに実施 について検討 する取組	<p>(勤労者皆保険の実現に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃 ・常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消 ・週所定労働時間20時間未満の労働者、常時5人未満を使用する個人事業所への被用者保険の適用拡大 ・フリーランス・ギグワーカーの社会保険適用の在り方の整理 ・年収の壁に対する取組
2040年頃 を見据えた 中長期的取 組	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーランス・ギグワーカーの社会保険の適用の在り方も含めた勤労者皆保険の構築など、働き方に中立的な社会保険制度の在り方の検討

1. 社会保障制度を取り巻く環境の変化	2
2. 全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月）	11
3. 1つ目の柱：こども・子育て支援の充実（「こども未来戦略」（令和5年12月））	15
4. 2つ目の柱：働き方に中立な社会保障制度等の構築	41
5. 3つ目の柱：医療・介護制度改革	44
6. 4つ目の柱：「地域共生社会」の実現	48
（参考）こども家庭庁について	54

(1) 基本的方向

- 超高齢社会への備えを確かなものとするとともに、人口減少に対応していく観点から、医療・介護制度の改革を前に進めることが喫緊の課題。特に、2025年までに75歳以上の後期高齢者の割合が急激に高まることを踏まえ、負担能力に応じて、全ての世代で、増加する医療費を公平に支え合う仕組みを早急に構築する必要がある。
- 限りある資源を有効に活用しながら、地域における医療・介護ニーズの増大に的確に対応する。全ての国民が、それぞれの地域において、質の高い医療・介護サービスを必要に応じて受けることのできる体制を確保していく観点から、医療の機能分化と連携の更なる推進、医療・介護人材の確保等に力を注ぐ。

(2) 取り組むべき課題

① 医療保険制度

- ・ 後期高齢者医療制度の保険料負担の在り方の見直し（後期高齢者の保険料負担と現役世代の支援金について、一人当たりの伸び率が均衡するよう見直し。高齢者の保険料負担については低所得層に配慮しつつ、賦課限度額、所得割率を引上げ） ☆
- ・ 被用者保険者間の格差是正（健保組合への更なる支援を行いつつ、前期高齢者の財政調整に部分的に「報酬水準に応じた調整」を導入） ☆
- ・ 引き続き、給付の在り方、給付と負担のバランスを含めた不断の見直し。また、都道府県の役割について検討を深めていく必要。

② 医療提供体制

- ・ サービス提供体制の改革に向けた主な課題（都道府県の責務の明確化等による地域医療構想の推進、医療法人の経営情報のデータベースの構築などの医療法人改革等）
- ・ かかりつけ医機能が発揮される制度整備（今後の高齢者人口の更なる増加と人口減少を見据え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備は不可欠であり、早急な実現を目指す。その際には、国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につながるものとする必要がある。） ☆

③ 介護

- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・ 次の計画期間に向けた改革
 - － 介護現場の生産性向上と働く環境の改善 ★
 - － 介護保険の持続可能性の確保のため、「骨太の方針2022」等で指摘された課題について来年度の「骨太の方針」に向けて検討 ★

④ 医療・介護分野等におけるDXの推進 ★

- ・ 医療・介護分野の関連データの積極的な利活用の推進
- ・ 医療DXの実装化

(3) 今後の改革の工程

① 足元の課題

- ・ (2) ☆の項目
- ・ 医療法人改革の推進、医療介護間での情報連携

② 来年、早急に検討を進めるべき項目

- ・ 更なる医療制度改革（かかりつけ医機能の制度整備の実施に向けた具体化、地域医療構想の実現に向けた更なる取組、診療報酬・薬価改定に向けた検討）
- ・ (2) ★の項目

③ 2025年度までに取り組むべき項目

- ・ 医療保険及び介護保険における負担能力に応じた負担と給付の内容の不断の見直し
- ・ 本格的な人口減少期に向けた地域医療構想の見直し、実効性の確保
- ・ 地域包括ケアの実現に向けた提供体制の整備と効率化・連携強化

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）一抄一

- ◆ 能力に応じて全世代が支えあう「全世代型社会保障」の構築に向け、将来世代も含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高めるため、「時間軸」に沿って、今後取り組むべき課題をより具体化・深化させた「改革工程」を取りまとめ。
- ◆ 3つの「時間軸」で実施（①来年度（2024年度）に実施する取組、②加速化プランの実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組、③2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組）
- ◆ 上記②の取組は、2028年度までの各年度の予算編成過程において、実施すべき施策を検討・決定

<「医療・介護制度等の改革」に関する取組>

<p>2024年度に実施する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前期財政調整における報酬調整(1/3)の導入 ・後期高齢者負担率の見直し ・介護保険制度改革(第1号保険料負担の在り方の見直し) ・介護の生産性・質の向上(ロボット・ICT活用、経営の協働化・大規模化の推進、介護施設の人員配置基準の柔軟化等) ・イノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置を推進するための長期収載品の保険給付の在り方の見直し ・診療報酬改定、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定の実施 ・入院時の食費の基準の見直し等 ・生活保護制度の医療扶助の適正化
<p>2028年度までに実施について検討する取組</p>	<p>(生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療DXによる効率化・質の向上 ・生成AI等を用いた医療データの利活用の促進 ・医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化 ・医療提供体制改革の推進(地域医療構想、かかりつけ医機能) ・効率的で質の高いサービス提供体制の構築 ・医師偏在対策等 ・介護サービスを必要とする利用者の長期入院の是正 ・介護の生産性・質の向上(ロボット・ICT活用、協働化・大規模化の推進等) ・イノベーションの推進、安定供給の確保と薬剤保険給付の在り方の見直し ・国保の普通調整交付金の医療費勘案・後期高齢者医療制度のガバナンス強化 ・国保の都道府県保険料水準統一の更なる推進 ・介護保険制度改革(ケアマネジメントに関する給付の在り方、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方) ・サービス付き高齢者向け住宅等における介護サービス提供の適正化 ・福祉用具貸与のサービスの向上 ・生活保護の医療扶助の適正化等 ・障害福祉サービスの地域差の是正

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）一抄一

- ◆ 能力に応じて全世代が支えあう「全世代型社会保障」の構築に向け、将来世代も含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高めるため、「時間軸」に沿って、今後取り組むべき課題をより具体化・深化させた「改革工程」を取りまとめ。
- ◆ 3つの「時間軸」で実施（①来年度（2024年度）に実施する取組、②加速化プランの実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組、③2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組）
- ◆ 上記②の取組は、2028年度までの各年度の予算編成過程において、実施すべき施策を検討・決定

<「医療・介護制度等の改革」に関する取組>（続き）

<p>2028年度までに実施について検討する取組</p>	<p>(能力に応じた全世代の支え合い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度改革(利用者負担(2割負担)の範囲の見直し、多床室の室料負担の見直し) ・医療・介護保険における金融所得の勘案 ・医療・介護保険における金融資産等の取扱い ・医療・介護の3割負担(「現役並み所得」)の適切な判断基準設定等 ・障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現 <p>(高齢者の活躍促進や健康寿命の延伸等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の活躍促進 ・疾病予防等の取組の推進 ・健康づくりや虚弱化予防・介護予防にもつながる地域社会と継続的な関係を保つ居場所づくり ・経済情勢に対応した患者負担等の見直し(高額療養費自己負担限度額の見直し、入院時の食費の基準の見直し)
<p>2040年頃を見据えた中長期的取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者数がピークを迎える中で、必要なサービスが提供できる体制の実現に向けた検討 ・科学的知見に基づき、標準的な支援の整理を含め、個人ごとに最適化された質の高い医療・介護・障害福祉サービスの提供に向けた検討 ・人材不足がより深刻化する中で、ロボット・ICTやAI等の積極的な活用等を通じた、提供体制も含めた効率的・効果的なサービス提供の在り方の検討 ・健康寿命延伸による活力ある社会の実現に向けた検討 ・人生100年時代を見据えた、持続可能で国民の満足度の高い社会保障制度の構築や世代間・世代内双方での公平性の観点から、負担能力に応じたより公平な負担の在り方の検討

1. 社会保障制度を取り巻く環境の変化	2
2. 全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月）	11
3. 1つ目の柱：こども・子育て支援の充実（「こども未来戦略」（令和5年12月））	15
4. 2つ目の柱：働き方に中立な社会保障制度等の構築	41
5. 3つ目の柱：医療・介護制度の改革	44
6. 4つ目の柱：「地域共生社会」の実現	48
（参考）こども家庭庁について	54

4. 「地域共生社会」の実現

(1) 基本的方向

- 人口構造及び世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁も希薄化する中で、今後更なる増加が見込まれる独居高齢者等を住まいの確保を含め、社会全体でどのように支えていくかが大きな課題
- 制度・分野や、「支える側」、「支えられる側」という従来のご関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合ひながら暮らしていくことのできる包摂的な社会の実現が必要
→各種社会保障サービスの担い手や幅広い関係者の連携の下、地域全体で、一人ひとりに寄り添い、伴走支援するという視点が重要
- 人口急減地域においては、地域社会における支え合ひ機能が低下し、住民の日常生活の維持に課題が生じる事態も想定
→住民同士が助け合ひ「互助」の機能を強化することが重要

(2) 取り組むべき課題

① 一人ひとりに寄り添う支援とつながりの創出

- ・重層的支援体制の整備 ☆
- ・ソーシャルワーカー等の確保・育成 ☆
- ・多様な主体による地域づくりの推進 ☆
- ・孤独・孤立対策の推進 ☆
- ・地域共生社会の実現に向けた社会保障教育の推進 ☆

② 住まいの確保

- 住まい政策を社会保障の重要な課題と位置づけ、必要な施策を本格的に展開すべき。その際、支援対象のニーズや既存制度の関係の整理も含めて議論を深め、必要な制度的対応を検討すべき。
- ・ソフト面での支援の強化（住宅の提供と見守り・相談支援の提供をあわせて実施）
- ・住宅の所有者との関係、空き地・空き家の活用

(3) 今後の改革の工程

① 来年度、実施・推進すべき項目

- ・(2) ☆の項目
- ・「住まい支援システム」の構築に向けたモデル事業の実施を踏まえた実践面での課題の抽出、全国的な普及に向けた具体的な手法の周知・啓発
- ・上記モデル事業の成果を活用して、住まいに課題を抱える者の属性や量的な把握についての推計及びその精緻化
- ・生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度などにおける住まい支援を強化

② 制度改正について検討を進めるべき項目

- ・既存の各制度における住まい支援の強化に向けて、①のモデル事業の結果等を踏まえつつ更なる検討を深め、必要な制度改正を実施

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）一抄一

- ◆ 能力に応じて全世代が支えあう「全世代型社会保障」の構築に向け、将来世代も含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高めるため、「時間軸」に沿って、今後取り組むべき課題をより具体化・深化させた「改革工程」を取りまとめ。
- ◆ 3つの「時間軸」で実施（①来年度（2024年度）に実施する取組、②加速化プランの実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組、③2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組）
- ◆ 上記②の取組は、2028年度までの各年度の予算編成過程において、実施すべき施策を検討・決定

< 「地域共生社会」の実現に関する取組 >

2024年度 に実施する 取組	<ul style="list-style-type: none">・ 重層的支援体制整備事業の更なる推進・ 多様な専門性や背景を持つソーシャルワーカーの確保・活用のための取組・ 複数の分野にわたる専門的知識を習得できるような工夫の検討・ 社会保障教育の一層の推進・ 住まい支援の強化に向けた制度改正
2028年度 までに実施 について検 討する取組	<ul style="list-style-type: none">・ 孤独・孤立対策の推進・ 身寄りのない高齢者等への支援・ 社会保障教育の一層の推進
2040年頃 を見据えた 中長期的取 組	<ul style="list-style-type: none">・ 人口構造及び世帯構成が変化し、更に家族のつながりや地縁の希薄化が進むと考えられる中で、住まい支援にとどまらず、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包括的な社会の実現に向けた検討

地域共生社会の在り方検討会議(令和6年6月27日～)①

1. 趣旨

地域共生社会の実現に向けた取組については、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)において、社会福祉法に、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)により重層的支援体制整備事業が新設されたところである。

同法附則第2条において、施行後5年後を目途として施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていることから、地域共生社会の実現に向け、改めてその概念を確認するとともに、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、今後の包括的支援体制の整備の在り方、重層的支援体制整備事業等における取組の方向性について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び対応に当たっての多分野の連携・協働の在り方等について、検討することを目的として開催する。

2. 検討事項

本検討会議においては、次の事項について検討を行う。

- (1)「地域共生社会」の実現に向けた方策(地域共生社会の概念の再確認、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、包括的支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性)
- (2)地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
- (3)成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

地域共生社会の在り方検討会議(令和6年6月27日～)②

<構成員名簿>

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+(多機関協働等) 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授
上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
田中 明美	生駒市特命監
中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート常任理事
永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
原田 正樹	日本福祉大学学長
松田 妙子	特定非営利活動法人子育てひろば全国連絡協議会理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
宮本 太郎	中央大学法学部教授

想定される今後のスケジュール(案)

本検討会議としては、令和7年度夏頃を目途に一定の結論を得ることを想定。

令和6年度

- 第1回(6月27日)
 - ・事務局からの、関係施策に関する現状報告
 - ・今後の主な論点とスケジュール案について
- 第2回～年末頃
(月1回程度開催)
 - ・有識者・自治体等からのヒアリング等
- 令和6年度末まで
 - ・中間的な論点整理を実施

令和7年度

- 4月～夏頃まで
 - ・とりまとめに向けた議論
- 令和7年夏目途
 - ・検討会議とりまとめ
- 令和7年夏以降
 - ・関係審議会での議論

1. 社会保障制度を取り巻く環境の変化	2
2. 全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月）	11
3. 1つ目の柱：こども・子育て支援の充実（「こども未来戦略」（令和5年12月））	15
4. 2つ目の柱：働き方に中立な社会保障制度等の構築	41
5. 3つ目の柱：医療・介護制度改革	44
6. 4つ目の柱：「地域共生社会」の実現	48
（参考）こども家庭庁について	54

こども家庭庁とは？

1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん**一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなか**に置きアクションしていきます。

そしてみなさんにとって**最もよいことは何かを考えて、政策に反映**していきます。

みなさんや子育てしている人たちの**困っていることに向き合い**、いざというときに**守るための仕組み**をつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。

(こども家庭庁HP、大臣メッセージより)

2. こども家庭庁の役割

(1) こども政策の**司令塔としての総合調整**

例：少子化対策 など

(2) 省庁の縦割り打破、**新しい政策課題や隙間事案への対応**

例：こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBSの創設 など

(3) 保健・福祉分野を中心とする**事業の実施**

例：保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児支援 など

3. こども家庭庁の基本姿勢

(1) **こどもや子育て中の方々の視点**に立った政策立案

(2) **地方自治体**との連携強化

(3) **様々な民間団体**とのネットワークの強化

こども家庭庁とは？

- こども家庭庁の内部組織は、長官官房、成育局及び支援局の1官房2局体制。
- 定員については、内部部局が384名、施設等機関が81名、合計465名。

長官官房（企画立案・総合調整部門）

○長官、官房長、総務課長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等（こどもDXの推進を含む）
- 地方自治体との連携強化
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

※ この他、支援金制度等準備室において、こども・子育て支援のための新たな特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設、企業を含む社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で広く負担していく新たな枠組み「支援金制度」の構築等について検討。

成育局

○局長、審議官、総務課長外5課長

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 保育対策
- 幼児期までの全てのこどもの育ちの保障
- 全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全 など

支援局

○局長、審議官、総務課長外3課長

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの自殺対策
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- 地域におけるいじめ防止対策 など